福岡、昭40不15・16、昭48.４.26

命　　令　　書

申 立 人　西日本新聞労働組合

申 立 人　総評・全国一般労働組合福岡地方本部福岡支部

被申立人　株式会社西日本新聞社

主　　文

1　会社は、昭和40年３月17日付で、A1、A2、A3、A4に対してなした懲戒解雇の処分を取消し、原職に復帰させなければならない。その間、処分がなければ同人等が得たであろう賃金等を支払わなければならない。

2　会社は、昭和40年１月28日付で、A9、A10、A11、A12、A13、A14、A15、A16、A17、A18、A19、A20、A21、A23に対してなした懲戒休職３ヵ月の処分と、A24に対してなした懲戒休職２ヵ月の処分を取消し、その処分がなければ同人等が得たであろう賃金等を支払わなければならない。

3　会社は、昭和39年12月５日付で、A25、A26に対してなした懲戒休職３ヵ月ならびに、昭和40年３月17日付で同両名に対してなした懲戒解雇の処分を取消し、原職に復帰させなければならない。その間、処分がなければ同人等が得たであろう賃金等を支払わなければならない。

4　会社は､昭和39年12月５日付でA27に対してなした懲戒休職３ヵ月の処分を取消し、その処分がなければ得たであろう賃金等を支払わなければならない。

5　会社は、西労組合員に対し、職制をして、家庭訪問等をさせ、西労からの脱退を勧誘させて、西労の組合運営に支配介入をしてはならない。

6　会社は、総評全国一般労組福岡地方本部福岡支部西日本新聞分会の組合員に対し、職制をして、組合からの脱退を勧誘させ、同組合の組合運営に支配介入をしてはならない。

7　その余の救済請求は、これを棄却する。

理　　由

第１　認定した事実

1　当事者

申立人西日本新聞労働組合(以下、西労という)は、株式会社西日本新聞社の従業員をもって、昭和 20 年 12 月結成された組合で、その組合員は、昭和 39 年春 355 名、本件申立時の昭和 40 年８月 156 名であった。本件被処分者のうち、後記Ａ25、Ａ26、Ａ27の３名以外は西労の組合員であり、当時活発な組合活動をしていた者である。

なお、同社内には、昭和 39 年当時は、申立人組合から分れたところの、いわゆる三労、すなわち、西日本新聞新中央労働組合(以下、新中労という)、西日本新聞編集労働組合、西日本新聞労働者同志会等が存在していたが、その後昭和 40 年１月 14 日、三労は合併して全西日本新聞労働組合となった。

申立人総評・全国一般労働組合福岡地方本部福岡支部(以下、一般労組という)は、福岡地区の主として、中小企業に勤務する労働者によって組織する合同労組で、その福岡支部西日本新聞分会は、昭和 39 年４月 30 日西日本新聞社の発送職場に勤務する臨時労働者によって結成され、同時に一般労組の下部組織となった。本件被処分者のうち、Ａ25、Ａ26、Ａ27の３名は、本組合の組合員であり、後記発送紛争の最中に、分会を結成する等の活発な組合活動をしていた者である。

両申立組合は、労働組合法第２条ならびに第５条に適合する労働組合であることが認められる。

被申立人株式会社西日本新聞社(以下、会社という)は、肩書地に本社をおき、東京都、大阪府、北九州市に支社を、山口県および九州各県に総局または支局を設けて、日刊新聞の発行を主たる事業とする株式会社であり、本件申立時における従業員の総数は約

1,400 名、臨時雇、アルバイト等が 230 名であった。

2　昭和 39 年賃上要求と２ヵ年賃金協定案の提示

昭和 39 年３月 10 日、西労は会社に対して、１律 7,000 円の賃金引上げを骨子とする要求書を提出し、３月 20 日までに具体的な回答を求めた。三労は、３月 18 日１律 2,500 円を含む 5,532 円の賃上げ要求書を統一して会社に提出した。

これに対し、会社は、３月 27 日西労および三労の各組合に対して、次のような会社の基本的態度を表明し、４月３日予算説明会、さらに４月６日西労と、７日三労とそれぞれ第１回労使協議会を開いて、会社の立場を説明し、組合の協力を求めた。

会社の基本的立場は、昭和 39 年秋頃から、日本経済新聞、読売新聞が九州に進出して来るため、会社は前二社との厳しい競争に入り、販売網拡張、機械設備の充実を図らなければならない。そのために以後２年間、収支の調和をくずさないため、総収入に対する人件費の割合を恒常化したいというものであった。

これに対して西労は、安定賃金構想は、今日の日本の平和協定の典型である。労働組合の運動方針にまでふみこんで、全面的に会社の経営方針に従属させ、協定の形で、労使協調体制を制度化しようとするところにそのねらいがある。協定をのめば、次は合理化と首切りである。平和協定を必要としているのは会社のいう読売、日経の九州進出に対する企業防衛ではなく、労組丸かかえをねらう日経連の指導そのものにある、と主張して会社の態度に反対し、スト権を集約して、４月８日会社に対して、４月 11 日から争議行為に入る旨を通告し同日から指名スト､部分スト､超勤拒否等の争議行為に入った。

その間、会社と組合間の折衝は続けられたが、４月 18 日会社は、昭和 39 年度基準内賃金 2,016 円、昭和 40 年度基準内賃金 2,100 円の賃金引上げと、２年度分につき一括して賃金協定を締結したい旨回答した。（以下、２ヵ年賃金協定案という）

西労は、会社回答を拒否し、５月 26 日まで前后 11 回の団体交渉、労使協議会、労使幹事会各１回をもって交渉を重ねたが何等の進展も見ず、その間に、西労は指名ストを主体とし、１日の時限全面ストを含む、326 回の争議行為を行なった。

他方、三労は、上記会社回答に反対を表明し、４月 21 日から５月６日までの間争議行

為に突入したが、その間 19 回にわたる交渉を重ねた結果、下記の覚書をふして、5 月 13 日 2 ヵ年賃金協定案に妥結調印した。

覚書の内容は、①　会社は組合が保有する団交権・争議権などの組合の基本権を侵害するものではないことを確認する。

②　協定締結後、著しい経済情勢の変動が生じた場合、会社は、組合との交渉に応じることを確認する。

③　会社は引続き、年間臨給制や、安定賃金制などを組合に提示する意図がないことを確認する。

というものであった。

3　発送職場における教宣拒否にからむ紛争

1　発送職場の実情と西労の教宣活動

会社組織のひとつに販売局があり、その中に発送部がある。発送部は、整理課、計数課および逓送課にわかれている。

発送部の仕事は、輪転機で印刷された新聞がベルトコンベアにのってそのまま発送部に上ってくるのを、送り先別に部数を数えて仕分けし、販売店に送り出す業務である。ここに発送職場とは、発送部におけるすべての職場および、これに面する廊下を言うものである。

39 年 4 月当時、部長以下 89 名の従業員がおり、その内訳は、西労 35 名、非組合員 12 名、残余 42 名がそれぞれ三労に属していた。勤務時間は、数通りに分れており大まかにいえば夕刊印刷発送のための朝 9 時から夕方 17 時勤務、朝刊、スポーツ新聞発送のための 20 時ないし 21 時出勤のもの、それに若干名の中間勤務からなっていた。当時の夜間の一斉休憩時間は、21 時 15 分から 22 時までの 45 分間と他に 23 時以後の数回に定められていた。

西労は、昭和 20 年 12 月の組合結成以来、争議期間中に限って現場管理職の了解のもとに、作業時間内の教宣活動を、すべての職場で行なってきたが、発送職場では、21 時から 21 時 15 分の準備作業時間中に行なっていた。

西労の職場教宣というのは、西労が闘争体勢に入り、会社に対してストを通告したときから闘争が終結するまでの期間中、闘争本部より大体５～６名の闘争委員が当面の団体交渉の情況報告、その他組合として必要な諸多の連絡事項などを口頭によって、報告することを指しているが、西労はその対象を西労組合員に限らず、その職場にいる従業員全員に報告する主旨を強調している。また、発送職場で職場教宣が行なわれた 21 時から 21 時 15 分の準備作業の内容は発送準備のための新聞ひろげとかカードさしを行うことである。新聞ひろげというのは、包装紙がわりの古新聞を十文字にひろげて、かさねていくもので、大体 80%位の従業員が従事する。残りの者がカードさしを行うところ、これは販売店の名前をかいたカードを必要な数だけハトロン紙に入れる作業である。

ところが、この準備作業中の職場教宣について、会社は、昭和 38 年冬期期末手当交渉の際、多数の組合があるため、教宣が喧騒となり秩序が乱れ、作業に影響をきたすので、21 時 15 分から 45 分間の一斉休憩時間に教宣するよう各組合に通知した。

その間具体的事情は、以下のとおりである。

昭和 38 年 11 月上旬、西労は会社に対し 38 年冬期期末手当の要求書を提出した。会社と交渉中であった 11 月 17 日、西労のＡ５闘争委員と発送部代議員会副議長Ａ１４が、従来どおり 21 時に教宣を申出ると、Ｂ１発送部長は「作業に支障があるので困る」といい、はじめて教宣を拒否した。西労は、17、18 日と慣行の一方的破棄は理にあわない、作業に支障があるならデータを示してくれと抗議交渉を重ねていたところ、11 月 19 日 16 時 10 分頃、夕刊印刷中の本作業時間中に、Ｂ２課次長が新中労のＣ１書記長に職場教宣を許可する事態がおこった。それに対して西労は、三労との差別を抗議したのに対し、会社は「自分の方のミスでこういう状態が発生したが、社の方針は変っていず三労にも同じく禁止する。三労だけに教宣を認める考えは毛頭ないので了解してほしい」と説明した。

その後の事態について、会社は、西労も了解し教宣問題でのトラブルや話合いもなかった、と主張するのに対し、西労は、翌 11 月 20 日再び新中労のＣ１書記長が教宣し

たため、西労にも教宣させろと交渉した結果Ｂ3部次長は、21 時から５～６分職場教宣を許可し、11 月 21 日には期末手当も妥結したため、教宣問題は円満に解決したと考えている、と、それぞれの主張が対立している。

ともあれ、38 年 11 月 21 日期末手当妥結後、39 年春闘を迎えるまで、格別にトラブルもなく、団交議題としてとりあげられることもなかった。

２　本件争議中における紛争の個別的情況

昭和 39 年４月８日、西労の争議通告以来、５月 27 日会社がロックアウトを通告するまでほとんど連日、西労は 21 時に発送職場に教宣におもむき、会社がこれを阻止したことをめぐって紛争が生じたものである。４月 14 日には、会社は、就労者以外の一切の者の立入禁止を通告、職制ピケで対応し、５月 15 日には、さらに発送部入口に扉を設置するなどで、教宣拒否をめぐる紛争はエスカレートしていった。

後述の懲戒処分の対象となった連日の個別の情況は、以下認定のとおりである。

昭和 39 年４月８日

21 時直前に、発送職場代義員会副議長Ａ14は、Ｂ4発送部次長に対し、「教宣します」と申入れた。Ｂ4次長は許可をしたが、その場にいたＢ1発送部長が「作業時間中にするのではないか、そうだといけないので念を押しなさい」と注意し、Ｂ4次長はＡ14をおいかけ、Ｂ1部長も作業場に行った。

その時既に、本部闘争委員Ａ4副書記長は、ベルトコンベアの台の上にたち、教宣をはじめていたので、Ｂ1部長は、教宣をやめよと何回か制止したが、Ａ4は４～５分教宣を続けた。

Ｂ1部長が発送事務室にひきあげると、Ａ4とＡ3書記長がきて「どうして作業中教宣してはいけないのか」と質問し、Ｂ1部長が「作業に支障をきたすので……」と説明したが、納得せず、そこに作業の終った西労組合員Ａ10、Ａ16、Ａ11、Ａ9らも加わり、拒否した具体的理由を示せ、と 10 分余抗議を続けた。

４月 11 日

21 時からの本部闘争委員による教宣は行なわれず、21 時 15 分からの休憩時間中、発

送職場組合員による集会がもたれた。その後、23 時 50 分の休憩時間中に、A14、A8ら発送職場組合員 12 名が、B1部長の所に来て、職場集会で採択した社長あての抗議文を手渡そうとした。B1部長は、受取りを拒否したため、質問、抗議ののち、A14が抗議文をよみあげて、23 時 56 分ひきあげた。

４月 12 日

21 時、闘争委員A5が、発送部B3次長に対して、職場教宣を申入れたがB3は、「作業中はいけない、準備作業が終った後で許可する」といってことわった。A5、A4、A3が「どうして作業中はいけないのか、証拠をあげろ」等とやりとりしている間に、準備作業が終り、21 時 15 分、A8、A7ら 10 名近くの西労組合員も発送部事務室に入り、B3、B4、B5部次長の机の近くで、特にB3次長への抗議が続いた。その間、三労の組合員も事務所に入り、立ったり座ったりして成行きを見守っていた。

B5次長が少し遅れて入室し、B5の椅子に座っていたA8をたたせて着席したが、A8がB5の椅子に両手をかけてゆさぶるような様子に見えたので「仕事ができないので手を放せ」とB5がいったところ、側にいたA20、A7らは「只、手をおいてるだけじゃないか」等といいかえし、論争となった。

そこにA1委員長がきて、B5次長と話合った結果、休憩時間中となっているため作業場で短時間教宣することを了解し、21 時 20 分、A3、A5が作業場で教宣をはじめた。

10 分後、B5、B4次長がもうやめるようにA1委員長にいったが教宣を中止せず、A3、A5、A8らが「休憩時間中だから勝手だ、指示はうけない」といい、再び論争となった。その際、B5次長がA3らに対して出て行くようにといったのでA8が「そうどならんでもいいではないですか」といいかえしてB5の肩を押した。B5が「暴力だ、暴力はよせ」と言っている途中、A1は解散を指示し、A3以外の闘争委員は退出した。

21 時 35 分頃、A3と発送職場組合員は、ハトロン折場で職場集会を開いていたところ、B5、B4両次長は、集会の届出が出されていないため、たしかめに行くと、「休憩時間中だから出す必要はない、妨害するな」等と組合員が反論し、喧騒となり、21 時 50 分近くまでその状態が続いた。

４月 13 日

21 時、本部闘争委員Ａ5、Ａ2らが発送事務室でＢ1部長に対して 21 時からの教宣を申入れたが、Ｂ1は、「作業時間中はいつも断っているのでいかん、またこの時間に毎日大勢来るが話があれば１人で来ればよい」と返答した。それに対し、Ａ5らは、同日夕刻 17 時頃、作業時間中に、三労に対して教宣を許可したことを摘示し、西労にも 21 時から教宣させるよう強く迫り、沈黙したＢ1に対して、Ａ3が「あんたのことばい、返事せんな」というような言葉を使い、周囲も騒がしくなったため、その場にいたＢ6販売局次長が「話をするなら代表者で、他の者は解散しなさい」といった。

Ａ5、Ａ3が、「横から口出しするな」といっているとき、準備作業が終り休憩時間となったため、発送職場代議員Ａ10、Ａ6らもやりとりに加わり、その他の組合員も事務室につめかける状況となった。

Ｂ4次長は、部長の左側の机付近の西労の者に対して「のいてくれ」といい、そこで勤務日報の整理にかかったところ、Ａ5が「あんた、あっちに行っとけ」というようなことを言い、後からＡ6が「Ｂ4さん、そう興奮せんでもいいじゃないですか」といって肩を１～２回たたいた。Ｂ4は「仕事をしているのだから、肩をたたくのはやめろ」というと、Ａ6は「たたいたのではない、さすったんだ、貴様くらすっぞ(殴るぞとの意味)」とどなった。

４月 14 日

労務部より、Ａ3書記長に対して、15 時に総務局長室で組合に会いたいとの申入れがあり、当日 15 時、Ａ1、Ａ2ら役員５名がおもむくと、総務局長、Ｂ7労務部長、Ｂ8労務課長がいて、局長が就労者以外の一切の人の発送職場への立入禁止の申入書を手渡した。Ａ3は受入れられないと抗議したが、局長は早急に発送問題について話合いをもちたいとの意思表示があり、組合は一応文書をもち帰った。

その夜 21 時 10 分頃、Ａ2、Ａ4、Ａ3、Ａ5らが発送職場北側入口に行くと、職制５～６名のピケがあり入ることができず、さらに南側入口にまわり職場の中に少し入ったところ、Ｂ7労務部長、Ｂ4次長が、「職場内への立入はおことわりする、退去して欲しい」

と制止した。組合員の中から「何故いかんのか」「入れろ」との声がとび、Ｂ7が「委員長をよんできなさい、立入禁止の意思表示をしてある」というと、Ａ4は「労務部長が委員長を呼べとは潜越だ……社長を呼べ」と反論した。５～６分経過したとき委員長Ａ1がその場にあらわれたので、Ｂ7は退去を申入れたが、きかず、「組合は了承していません、話合いましょう」といい、Ｂ7は「実力をもって会社の通告をふみにじって、話合いましょうとはどういうことか」と応答をし、退去をせまった。

そこで、Ａ5を先頭に廊下に出ていきはじめたが、Ａ5は発送職場に向けて、廊下の窓ごしにハンドマイクで教宣をはじめ、Ｂ7が大声で 10 数回にわたりＡ5の耳元に口を近づけて制止したが教宣は 21 時 25 分まで続行された。

４月 15 日

11 時 50 分頃、作業時間中Ｂ9逓送課長は、持場を離れていたＡ8に注意し、また、Ａ13、Ａ20が持場を離れようとしたのに対し、「めしくいに行きよるのではないか」ときくと、Ａ13が「便所に行ってくる」というやりとりがあった。

Ａ8はＢ9に対し、「ガタガタいうな」といったので、そばにいたＢ10係長が、「ガタガタいうなとは何事か」といってトラブルが起った。また、Ａ13、Ａ20が出ていこうとするのに対し、Ｂ10が「お前たち何ばいいよるか」というが両人はそれには答えず出ていこうとしたため、Ｂ10は「Ａ20ちょっと待て」とひきとめた。Ａ20がふりむいたところ、Ｂ10は作業用の鎌をふりあげてむかってきたため、そこにいた組合員Ａ28が、Ｂ10の右手にとびかかっておさえるという事件がおこった。

15 時 30 分、Ｂ1発送部長は、販売局長のところにいたところ、用があるので発送に帰るようにとの連絡をうけ、もどったところ、Ａ13、Ａ14、Ａ6、Ａ8、Ａ7らがおり「Ｂ10事件について、発送職場の青年行動隊として、その責任を追求する」との抗議文をつきつけた。Ｂ1は受取りを拒否し、側にいたＢ4次長も、「組合とか、青行隊としてなら話にならん」「発送部員としてなら別だが……」と発言した。西労は抗議をつづけ、Ａ13が抗議文をよみあげて、部長の机の上に文書をおいてひきあげた。

その夜 21 時 45 分頃、Ａ4、Ａ3が発送職場に入り、Ｂ4次長の制止をきかず、Ａ3は職

場集会で５分ほど教宣した。

４月 16 日

22 時 45 分頃、Ａ14、Ａ7、Ａ20ら発送組合員は、前日のＢ10事件について、Ｂ1部長に再び謝罪を要求し、部長は無言を守りうけつけなかったが、組合員らは抗議をしてひきあげた。

４月 17 日

21 時すぎ、Ａ5、Ａ4が闘争指令発令と職場教宣のため発送職場に立入ると、Ｂ4、Ｂ3両次長が２人に退去を指示した。Ａ5は、それをかまわず組合員Ａ19の過勤拒否指令を読みあげ、つづいてＢ3次長に教宣を申入れるが、Ｂ3は拒否し、Ｂ4次長が２人を廊下に押しだした。廊下にでたＡ5は、制止を排して職場に向ってマイクで教宣した。その間、すべてで 10 分間の出来ごとである。

発送職場では、21 時 10 分ごろ、Ｂ9課長は、15 日の件の事情聴取のため、Ａ8、Ａ20に事務室にくるよう指示したが、Ａ8らは職場集会終了後にくると返答し、23 時、Ａ8、Ａ20と職場組合員Ａ14、Ａ7ら 10 名余も加わって、事務室におもむいた。Ｂ1部長、Ｂ3、Ｂ4次長、Ｂ6販売局次長が在室していた。

Ａ14らは、15 日Ｂ10事件について、抗議と謝罪の文書をもち、読みあげた。Ｂ1は「その件で抗議したり、謝罪請求したりするのは筋ちがいだ、やめなさい」と何度も制止し、Ｂ6局次長も「帰りなさい」といい、組合員らとのやりとりが続いた。

その途中で、Ａ4が入ってきたため、立入禁止だとして職制がたちのきを請求したことも加わって、一層喧騒となった。

西労は、抗議したのちそこをひきあげて、ハトロン折場で職場集会を開いたが、その集会は無届であるとして、Ｂ1、Ｂ4、Ｂ3らが中止を要求した。組合員は沈黙戦術で応対した。

４月 18 日

午前２時８分、朝刊発送作業中の職場へＡ4が入ってきたため、Ｂ3次長がみつけ立退くよう注意したが、Ａ4は組合員に声をかけながら、１～２分発送職場内をまわった。

同日夜21時すぎ、A19、A4、A29らが発送職場に行こうとするが待機していたB7労務部長ら職制が入らせず押し出しにかかった。その間隙をぬってA4は、マイクを使って教宣を強行し、21時５分ひきあげた。

４月19日

21時、本部闘争委員A5、A19、A30、A2らは、教宣拒否の取消をもとめ発送職場の廊下に行ったところ、B4、B3両次長職制が「とにかく出ていってくれ」と制止し、南側入口で２～３分押問答となった。

その後、B3次長の制止を排して、A5は廊下中央でマイクを使って５分程度教宣した。

４月20日

21時、A5、A19、A30らが発送職場に行くと、総務、販売関係の職制2～30人がピケをはり、入場を阻止したため、前19日と同様A5は、廊下中央でマイクを使って職場内にむけて教宣をはじめた。職制らは、A5らと窓の間にたちふさがり、特に発送のB11庶務課長は手をひろげて「やめろ」といいつつ、A5のマイクをはらいのけようとしたため、その場にいた闘争委員らは「暴力はやめろ」、と口々にけん制し喧騒の中で、21時07分A5は教宣を終えた。

４月21日

21時、A5、A9、A31は、教宣のため発送職場に行くが、前日同様多数の職制ピケによって入れず、廊下よりA5はマイクで教宣を始めた。職制は、前日同様A5らをとりまく形で、やめろといい、また、保安課員B12は、A5のマイクの先を手でおしたため、マイクを口につけていたA5は、暴力ではなか、やめろ、といい、同行した闘争委員も抗議し、その場は騒然となって教宣は中断し、21時08分ごろ、A5らは職制に外へ押し出された。

21時10分作業終了後、発送職場組合員A11は、B5次長に対し、「さっきの暴力は、誰が指示したのか」と問いつめ、B5は酒気をおび、時計台の下であぐらをかき座っていたが、そのまわりにA13、A7、A12ら他の組合員もつめかけていた。

４月22日

21 時、A5、A4、A21、A19、A2ら闘争委員が発送職場に行ったが前日同様、多数の職制ピケがあり、廊下でA5がマイク教宣をはじめたが、職制らの防止のやりとりの中で終った。

一方、発送職場組合員は、ハトロン折場で集会を開催し、21 時 45 分、A14の団結ガンバローのシュプレヒコールで終った。B1部長がシュプレヒコールについて問いただし、A14に作業終了後事務室にくるよう伝えた。

23 時 20 分、A14、A13、A15、A20、A16、A11らはB1部長の所に行き、「話はこちらにもある」といって、15 日B10事件について発送職場代議員会、青行隊からの抗議と謝罪の要求を各人がこもごもしたが、部長はそういうことでは話をすることはないとして、沈黙しとりあわなかった。

４月 23 日

21 時５分、A19、A4、A5、A2、A9らは、発送職場北側入口に行ったが、B7労務部長をはじめとする職制ピケのため阻止された。A5は、立入りを申出たが、B7が「何度同じことをいわせるのか、職場が混乱するから出て行きなさい」とこたえ、５分間ほどやりとりをした。

A5らが南側入口に向けて１～２m歩き出したとき、B7は「ちょっと待ちなさい」とひきとめ、そこで 10 分ほど論争ののち、組合側はひきあげた。

一方、そのとき発送職場では準備作業の時間であったが、A11は特段の仕事にかからず、しばらくして便所に行き、２～３分して職場にもどったところ、B3次長がどこに行ったのか、職場放棄しているのではないか」と問いつめた。

A11は、「いや便所に行っとった」と答え、側にいたA13も「いいじゃないですか、A11さんも、もう仕事をしよるじゃないですか」というような問答をかわしているうちに作業終了となり、他の西労組合員もその場に集まり「便所はしょっちゅう行く、職場放棄などというのはおかしい」と抗議していた。そこへB11庶務課長が、割って入り「お互い分ったろうが、やめなさい」ということでその場はおさまった。

21 時 20 分ごろから、組合員は職場集会に移行した。

４月 25 日

15 時 30 分から 16 時まで、西労はＡ1ら５名、会社はＢ7ら３名によって労使幹事会を開催した。そこで、会社は「西労の発送職場立入は一切禁止する、教宣も許可しない、今後指示を守ってほしい､強行すれば会社は実力をもって排除する」との立場を強調し、西労は「その指示は撤回せよ、話合いで解決するまで従来どおりの慣行を守れ」との立場を強調しお互いに自説を固持して、話合は決裂した。

21 時、会社側は、労使幹事会決裂後、あらかじめ発送職場廊下への入口、洗面所横にＢ13総務局次長、Ｂ7労務部長ら約 30 名の職制を待機させていた。そこへ西労Ａ4、Ａ5、Ａ2ら約 15 名の闘争委員らがきて職場内立入を申出た。

Ｂ13総務局次長は「話があるから責任者は前に出なさい」といい、Ａ4が出て、会社のいう立入禁止の理由、暴力行為とか、作業妨害というのはでっちあげではないかと７～８分やりとりを続けた。

話合いが進展せずとみたＡ4は、便所にきたりして近くにいる人に向けて、マイクでもってそれまでのやりとりの内容と、組合の立場からの反論、教宣を 10 分近くした。Ｂ13局次長が、「まあまあ、だから話合っているではないか」と制止したため、再びＡ4、Ａ2と、Ｂ13、Ｂ7との間にやりとりが 21 時 40 分まで続いた。

その間、発送作業場内では、Ａ8、Ａ6らが「教宣させろ」「職制横暴だ」とさかんに声をかけ、Ｂ1部長、Ｂ3次長らが制止するようにいい、そんなことなら仕事をやめて事務室に来いと指示するもきかず、21 時 15 分の作業終了後まで混乱が続いた。

また、21 時 15 分、スト指名中のＡ19が、自動車つみこみ口から職場内に入ったため、Ｂ6販売局次長が退去を指示し、５分間押問答のすえ退去した。

４月 26 日

21 時 10 分頃、前日同様、洗面所横の発送廊下入口に西労のＡ4、Ａ3、Ａ30ら闘争委員が教宣のためきたが、会社はあらかじめ 14～5 名の職制を待機させて、立入を制止した。

その途中、Ａ3が教宣ビラをはるから入らせてくれと申出たが、会社は職場の中に居る

人が貼ればよいと断わった。21 時 50 分ごろ、A5が今からスト指令を発令するからということで、１人中に入り、組合員にスト指令を発令した。組合員は、闘争委員が待機している入口に集まり、その場でA5らは教宣を行ない、22 時 10 分解散した。

４月 27 日

21 時 20 分ごろ、A1、A3、A4、A2、A5らが発送職場に行こうとするが、前日と全く同様に職制ピケのため入れず、21 時 40 分まで、職制と闘争委員のやりとりが続いた。

４月 28 日

20 時 50 分頃、A3、A2、A4が発送職場大時計の下まで入ってきたため、B13総務局次長、B1発送部長をはじめ、待機していた職制 20 人近くが退去を求めたが応じなかった。B12保安課員がA3の胸を押して、おしだそうとしたため、A3は「会社が暴力をふるっている」と抗議したりして、職制とのやりとりが続いた。B14人事部長が、「とにかく外にでよう」と制止し話合いののち、21 時 20 分頃A3らは北側廊下に退出した。

一方、その時発送職場では、21 時から準備作業が始まったが、多数の職制が作業をとりまき、組合員らにとっては監視労働のような状態を呈し、職制は「手が遅い、さっさとせろ」と言い、またB12とA3とのトラブルもあったため、その近辺にいたA6、A20、A7らは「教宣させろ」等と大声を出していた。

特にA6が中心となって騒ぎが起っているとみたB4次長、B11庶務課長らが、「静かに作業せよ」と直接注意するが、A6は「注意受ける必要ない、指示されることはない」等と反論したため、B15課長が「作業をやめろ」と指示してA6が扱っていた新聞をとりあげた。A6は、他の所へ行って仕事をしようとするが、再び職制がとりあげるという状態で、A6が職場の中を転々とし、それに対して、B11課長は、ベルトコンベアの上にたって「A6君、出て行け」と言っていた。そのような中で、組合員A12がベルトコンベアの上にのり「B11さん、A6君出て行けとはどういうことか」と抗議したが、他の組合員にとめられ、A12はすぐ降りた。

B1発送部長は、A6に事務室にくるよう注意したが、A6は種々反論し応じなかった。

このような状況で、当日の準備作業は喧騒のうちに終った。

23 時 45 分、休憩時間中、ハトロン折場で、A13、A8、A7らが集って話していたが、A13が喫煙しているのをB5次長が目にとめ､｢作業場は禁煙になっている｣と注意した。A13は「灰皿をもってくればいいではないか」というので「そうはいかん」といい立ち去ろうとしたが、A13をはじめ、その場にいた組合員も、次長を取り囲み「お前のいうことはきかん」等といい作業が始まるまで、その状態が続いた。

４月 29 日

21 時、発送職場廊下の洗面所横入口には、前日同様 2～30 名の職制がピケをはっていたが、本部闘争委員A2、A3、A4、A21、A5、A16らは、21 時勤務の発送組合員７～８人と一緒に行き､｢組合員が入るからあけてくれ｣と申出て､発送組合員と一緒にA5、A16が作業場内に入った。A21らがつづけて入ろうとすると再びピケが閉じられ阻止された。

中に入ったA5、A16に対して、発送職場の職制は、すぐに両人は勤務でないから外に出るように指示したが、両人は、B1部長にテープレコーダーをつきつけて、理由をいえとつめよったり、それに注意したB16課長ともやりあう状況が生れ、作業中の組合員からも「教宣させろ」「中へ入れろ」等のかけ声をかけていた。

作業終了後、21 時 20 分頃、ハトロン折場で喫煙中の組合員A28に、B4次長が注意したところ、昨日同様の状態が 10 分ほど続いた。

21 時 30 分、A16、A5が参加して発送職場集会が開かれていたところ、A2が入り教宣をはじめたため、職制が集会をとりまき、B6販売局次長、B4発送部次長がA2に退去を指示した。A2が応じないため、集会の解散を命じた。

A5、A6らは｢集会に許可はいらん、取消すとは何事か｣と抗議しその場は決裂して、組合員と職制の間にもみ合いが起った。その際、A5、A6が集会解散を指示したB4次長につめより、A6が右のひざで、B4の内股をけりあげるということが起った。

22 時頃、集会が終り、A5、A2、A16は退去した。

４月 30 日

発送職場に勤務する臨時の人によって、全国一般労組福岡支部西日本新聞分会が結成

され、会社に結成通知と要求書が提出された。

21 時、本部闘委のＡ1、Ａ2、Ａ4らと一般労組組合員あわせて、10 数名が一緒に発送職場に行くが、前日同様、職制ピケによって闘争委員は阻止された。

発送職場では、21 時の作業開始と同時に、多数の職制が作業を監督し、組合員に、「もっと早く仕事せろ」「よそみするな」「しゃべったりするな」といい、組合員もそのような雰囲気に対して、職制の隙をみては「教宣させろ」「中へ入れろ」などとかけ声をする状態が、作業時間中続いた。

５月１日

21 時、前日同様、会社は洗面所横の発送職場入口に職制を待機させ、Ａ5、Ａ4、Ａ3、Ａ9、Ａ21らが職場内立入りを申出るが阻止した。Ａ5はマイクを使って「教宣させて下さい」とくり返していたが、21 時 10 分軽作業が終り部課長がひきあげはじめた頃、Ａ4が闘争指令を発するのでと申出て、Ａ5とともに職場内に入った。結局、要員ストを予定していた組合員Ａ15が休暇のため闘争指令は発令しなかった。

一方、21 時からの発送職場では、昨日同様、職制と組合員との対立が生れ、特に、Ａ8、Ａ6、Ａ7が並んで作業していた所では、同人らが「教宣させろ」「慣行守れ」などというのを、Ｂ4、Ｂ5部次長らが監視し、「早く仕事をしろ」「何しよるか」といっていた。それに対してＡ8が「仕事はしよるじゃないですか」と反論。Ｂ1部長もそこにきて、Ａ6に対して「静かにせよ」と制止したりした。

そのとき、当日公休の組合員Ａ20が、その情況をながめていたのをＢ5次長がみつけ「関係ないから出ていけ」といい、Ａ20は廊下まで退去したが、それ以上は応じなかった。

21 時 10 分すぎ、休憩時間になり、Ｂ17保安課長から退去指示をうけたＡ5、Ａ4、Ａ20も加わって、職場集会を、21 時 45 分作業開始までつづけた。

５月２日

21 時、発送入口では、前日同様、22～3 名の職制がピケをはって待機していたところへ、Ａ1、Ａ4、Ａ5らが教宣を申出たが立入禁止だとして職制がこれを阻止した。

21 時 10 分頃、A5が闘争指令を発令するからと申出たが、B13販売局次長らは「スト指令ならみせてくれ、昨日はだまされたから」と問答のすえ、結局、A5らは中に入ったが、21 時 10 分からのスト指令は時間切れで発令しなかった。

一方、その時間職場内では、A14が「B1君、教宣させろ」A11も「闘争委員を中に入れろ」等とさけび、他の組合員も一緒になって騒がしくなった。注意をしてもきき入れないとみたB1部長は、B16課長を呼んでA14への退去指示書を書かせて本人に手渡したが、A14は、理由が分らんといって従わず、そのような中で準備作業は終った。

休憩時間に入ったとき、発送事務室にいたB1部長のところへ、A14、A5、A2らが、退去指示の件と、スト指令を発令できなかったことへの抗議をしに来た。特にA14への退去指示の具体的理由を示せと部長に迫り、22 時 25 分すぎには、13 版発送作業の終った組合員A32、A16、A33、A34、A17、A11らも加わった。B6販売局次長が来て、相前后して、当日公休で立入を禁止されたA6が再び加わった。

職制と組合のやりとりの途中、B1部長が「もっと静かにせよ」といったことに対して、A6は「せよとは何事か」といい、そのことに端を発して、B1部長とA6の間が険悪となった。その状況をみていたB6局次長は、A6に対して「君は公休だから、とにかく出ていって欲しい」と指示したが、A6が応じないため、B6は、B17保安課長に対して、A6をつれ出すように指示した。

B17課長、B18保安課員がA6の両手をとって、つれ出そうとするのに対し、A6は、何で俺が出らんといかんのかと抵抗し、つれ出されまいとして右足を机の脚にかけて二度打ったため「怪我したぞ」といった。B6局次長が「大した怪我もしていない、かまわないからつれていきなさい」といってつれ出しを指示した。その場にいた組合員は「けがしてもかまわないからつれだせ」と聞きとって、一斉に抗議した。

B17、B18、A6は、発送事務室、作業場をとおり、左手の新聞積出口におりる階段の方へ出て行ったが、その階段は１人がやっと通れる位の狭い階段のため、A6は両人に腕をとられながら降りていたが、途中A6は壁に手をかけていたB18の手を払いのけ、共に階段下にころげおちた。A6はすぐさま、その階段をかけのぼり、まっ青な顔で興奮して

階段入口に立っていたＢ5次長に頭突きをなし、また、Ｂ6局次長のところにきて「俺を殺す気か」という強い語気とともになぐりかかろうとしたが、その場にいたＡ5ら組合員にひきとめられた。

翌５月３日午前１時 30 分頃、Ａ5、Ａ8、Ａ4と頭に包帯をしたＡ6が事務室にきて「Ｂ1さん、これは部長の責任だ、どうしてくれるか」という抗議をしにきたが、Ｂ4部次長らは「いやＡ6君が守衛さんを階段にひきずりこんだのではないか」といい、どちらが加害者かの問答となった。Ｂ5部次長が「Ｂ18君は大事になってるぞ、病院にかつぎこまれたらしい」ということを告げると、Ａ6と他の３人は、そのまま事務室をひきあげた。

５月３日、４日 会社側は職制ピケを解き、西労も教宣を行なわなかった。

５月５日社休日。

５月６日

21 時、発送入口にＢ3部次長、Ｂ5、Ｂ4、Ｂ15らの職制がいるところへ、Ａ4、Ａ5、Ａ19が、第一法律事務所弁護士２名とともにきて、Ｂ3部次長に教宣を申出た。Ｂ3は断ったところ、弁護士が自分はＣ2というと自己紹介して「一方的に教宣を拒否するのは法に触れますよ」と言うと、暫くして「マイクを使うな」といった。21 時５分、Ａ5は、マイクを使わず教宣を開始した。

21 時 20 分頃、Ｂ11庶務課長、Ｂ1発送部長がきて「誰が許可したのか、とにかく出て行きなさい」といい教宣を制止して、21 時 30 分ごろまでやりとりがつづいた。

教宣終了後、ハトロン折場で職場集会が開催され、Ａ3がそこに行こうとすると、Ｂ5次長、Ｂ2課次長が阻止し、手でＡ3の肩を支えるような格好で出て行きなさいと言っている途中、Ａ3は腰をかがめて、２人の間をすりぬけて集会に行った。両人はすかされて、しりもちをついてたおれた。

５月７日

21 時、Ａ2、Ａ3、Ａ4、Ａ5、Ａ19らは、昨日同様、教宣のため発送職場に行ったところ、Ｂ4次長と昨６日の教宣があったため特別に現場にきていたＢ7労務部長が「教宣は作業時間中は禁止してある、作業に関係のない人はすぐでて欲しい」として阻止した。

Ａ5は「昨日はマイクを使わんならいいとＢ3次長が言ったではないか」というがＢ1部長は「昨日はこちらの手落ちであった、今後一切教宣はおことわりする」と応答、最終的にＡ5は「そういうことならマイクを使わして頂く」といってマイクで教宣をはじめ組合員からも「教宣やれ」「何故妨害するか」というような声がかかる情況の中で、21 時 11 分作業が終了した。その後組合員は、組合書記局に集合するため全員出て行った。

５月８日

21 時、Ａ5、Ａ35、Ａ21が発送職場に入り、Ａ5がマイクで教宣をはじめる。Ｂ1部長、Ｂ13局次長はＡ5のまわりをまわって何度も教宣をやめろと制止したが、きき入れずＡ5は約 12 分間教宣を強行した。

５月９日

21 時、Ａ4、Ａ2、Ａ3、Ａ21、Ａ31らが発送職場に入り、Ａ4が大時計の下で教宣をはじめたところ、Ｂ5部次長以下 10 人余の職制が昨日同様、口々に教宣を制止し、特にＢ5は、台の上で教宣しているＡ4のズボンをひっぱり左足をかかえこむようにしてひきずりおろし、教宣を中止させた。

５月 10 日

前日同様、21 時からＡ4、Ａ3、Ａ21が職場に入り、Ａ4がマイクで教宣をした。Ｂ1部長、Ｂ3次長が一応口で制止したが、きかずＡ4は 10 分間教宣を強行した。

５月 11 日

21 時ちょっと過ぎ、Ａ5、Ａ3、Ａ2、Ａ4がＢ3部次長の制止を排して発送の廊下に入り、Ａ5は廊下からＢ13局次長の制止をきかず作業場に向けて教宣をはじめた。

一方Ａ4は「職制が暴力で教宣を妨害している」と組合員に向けて叫び、Ａ5も続いて場内に入りマイク教宣を続行した。作業中の組合員、Ａ7、Ａ14、Ａ8、Ａ20、Ａ11らが「教宣させろ」と声をかける状況の中で、10 数人の職制は、Ａ5らをとり囲み教宣をやめさせようとし、特にＢ5次長は同日も酔って台の上に寝ころびＡ4のズボンをひっぱりひきずりおろそうとしていた。廊下では、新聞労連のオルグ４人が入り、その情況をみていた。

５月 12 日

会社は数日来の西労強行教宣の経緯から、当日は絶対に教宣をさせない構えでＢ７労務部長も待機していたところ、21 時、Ａ５、Ａ４らが来て教宣の申入れをした。Ｂ７部長は「絶対に教宣はおことわりする」とくりかえしいったが、Ａ５はきかずマイクで教宣をはじめようとしたため、Ｂ７はそのマイクを右手で脇にかかえこみ一気にＡ５を発送入口まで押し出し、そこにあった１間ばかりの柵のあるため置台の中におしこんで教宣を阻止した。

丁度、準備作業の終るときであったため、西労組合員らは一斉に二人のまわりに集合して、口々にＢ７に抗議する状態となった。

Ｂ７は、Ｂ１９守衛にＡ５をつれ出すことを命じるとともに、その場にいたＡ３書記長に「組合の代表者としてこんな状況をなぜやめないのか」と激しくつめより、その場の状況をみてＡ３は、組合員全員に、組合書記局へ集るよう指令した。

５月 13 日

16 時から労使幹事会が開催されていたが、その間発送職場では、16 時 25 分三労の団交員 20 名位が来て、新中労のＣ１書記長が「今から教宣します」といって、三労が２ヵ年賃金協定を会社と妥結したことについて、16 時 30 分まで教宣した。Ｂ１部長、Ｂ５次長は、事務室の前でその教宣を聞いていた。

その場にいた西労組合員Ａ１９は、その旨を組合事務所に連絡したところ、16 時 35 分Ａ５が来て、Ｂ５次長に「西労も今から教宣します」と伝える。次長は「立入禁止をしている、西労は教宣させない」とこたえたが、Ａ５はそれにかまわず、教宣をはじめた。

教宣をはじめて２～３分後、労使幹事会の席上、Ｂ７労務部長が、今、西労が教宣をやってる話合いの途中だからとにかくやめさせるように、との要請のもとに、Ａ１委員長は発送職場のＡ５に電話をかけ、その場の教宣は一応やめさせた。

労使幹事会は、会社が「休憩時間中に教宣せよ」というのに対し、西労は「三労の組合員にもきかせるためには休憩時間中では意味がない」として譲らず、決裂した。

21 時５分頃、Ａ２、Ａ５、Ａ２９、Ａ３１、Ａ１９らが、新聞労連九州地方連合会オルグ 10 名

余をつれて発送職場に来て、A19がB1部長に「今から教宣します」と言い、B1が「だめですよ」というが、そのとき既に、A5が時計台の下にたって教宣をはじめていた。職制の制止を無視してA4は５分間教宣し、職場からも特にA8らが「教宣のじゃまをするな」と声をかけていた。作業終了後、全員組合書記局にひきあげた。

５月 14 日

会社は、昨 13 日の労使幹事会が決裂したこともあって、再度立入禁止の通告を発送職場の入口などに貼ったが、21 時西労は、A2、A3、A4、A5、A19らが教宣のために立入り、A19、A14がB1部長に教宣を申入れ、B1がことわると「何故か、理由は何ですか」などといいより、一方A4は、教宣をはじめた。

B1、B4、B5は、とにかく教宣はやめよと制するがきかず、21 時 10 分まで続け、A13ら作業中の組合員も「何故教宣させんのか」と大声を出す状況も生れた。

この日も、他社の人１名が入っていたため、特に社外の人の立退きを要請するが、き入れなかった。

５月 15 日

当日会社は、発送廊下への入口に扉を新設したが、20 時 55 分頃、A4、A5、A14、A16、A19ら 21 時勤務の組合員とともに発送に行き、その時点ではまだ職制のピケがなかったため、そのまま中に入った。21 時になるのを待ってA5が大時計の下で教宣をはじめたところ、B4ら職制は、マイクの前にたちふさがったり、出ていきなさいと強く言ったりして制止するがきかず、また、作業中のA20、A14らも声をかける等、混乱のうちに準備作業が終った。

一方、作業時間中臨時雇のA36が紙数カードを踏んだことに対し、B15課長が頭ごなしにどなったということがあり、21 時 20 分頃一般労組のA25、A27、A26らが発送事務室にいたB15課長に対して「A36もカードを踏んだことは悪いと認めるが、課長としても言葉を謹しんでほしい」という主旨の抗議をした。そのとき西労組合員は、事務室の向い側の休憩室にいたり、その付近でたって成行きを見守っていたりしていたが、23 時 40 分 14 版運転開始のため、全員作業場に出た。

５月 16 日

20 時 55 分頃、発送入口扉の所で、Ｂ13販売局次長、Ｂ20給与課長をはじめとする職制がピケをはり待機していたところ、Ａ14、Ａ4、Ａ3、Ａ2らがきて立入りを申入れたが、勤務であるＡ14以外は職制が入場を阻止した。

そこで、何故入れないのかと激しくせり合いがおき、途中でＡ4はマイクを使ったり、あるいは闘争指令を出すから入れろという要求を出したりするが、入れることは出来ないと拒否した。その間休憩時間に入った組合員も加わり 20 分ほど入口での紛争が続いた。

５月 17 日

20 時 40 分頃から、販売局を中心とした職制 2～30 人が扉の前にピケをはり待機していると、21 時勤務の組合員が出たり入ったりしていた。21 時直前に組合員Ａ37、Ａ6らとともに、本部のＡ5、Ａ3、Ａ2が一緒に入ろうとし、Ａ5と組合員は中に入ったが、Ａ2、Ａ3についてはＢ21販売次長が阻止した。同時刻頃、Ａ4、Ａ21は職制が待機していなかった発送積出口中段より職場に入った。

発送職場に入ったＡ4は、21 時２～３分頃大時計の下で教宣をはじめたが、Ｂ1、Ｂ4、Ｂ3、Ｂ6、Ｂ11ら職制多数におしまくられて１～２分で教宣ができなくなった。ひきつづいてＡ5がマイクをうけとり４～５分間教宣するが、Ａ4と同様の状態となった。

作業中の組合員から、教宣させろという声や、職制を野次る声が起り喧騒となる。作業終了前后 21 時 10 分頃には、Ａ5、Ａ4の教宣を阻止したところ、Ｂ1部長、Ｂ6局次長、Ｂ11課長らをとりかこみ、何故暴力的に阻止するのか、教宣させんのかとこもごも抗議した。

その後 21 時 25 分頃、発送事務室にいたＢ1部長に対しＡ14ら発送組合員と、Ａ4、Ａ5が「扉の件と、福大事務局に対してアルバイトの学生が臨労に加盟しないようにＢ1部長が言ったというのは事実か」と話合いを申込んだ。Ｂ1部長は一人二人となら話できるが、こういう大勢では話できんとことわるがきかず、抗議を続けた。途中、Ｂ22写真部次長がその場の写真をとろうとするが、Ａ6が紙をひろげて妨害したり、混乱のうちに 21

時 40 分すぎまで続いた。

その後 23 時すぎ、一般労組のＡ25、Ａ27らが西労のＡ7とともに事務室のＢ1部長を訪ねて、「福大の件について話がある。昨日Ｂ4次長に伝えていたとおり今から会ってくれ」と申入れるが、Ｂ1は丁度、Ｂ3、Ｂ5、Ｂ4次長、Ｂ16課長と輸送についての会議をしていたため、「後日にしてくれ」と断った。しかし、組合員らは「大事なことだ、昨日約束していた」といってきかず、Ｂ1部長に「不当労働行為をやってる」「毎日でも抗議にくるぞ」といい 30 分余そのような状態が続いた。

５月 18 日

21 時ちょっと前、Ａ2、Ａ3、Ａ4、Ａ21、Ａ9らは、当日の勤務者であるＡ6、Ａ18、Ａ12、Ａ32、Ａ10ら 12～3 人と共に発送職場入口に行くと、洗面所側発送入口の扉の前に職制 20 人位がピケをはっていた。「入れろ」「入れない」という状態が４～５分続いた所でＢ13局次長が、勤務者は入れろといい、ピケをひらきＡ6、Ａ18、Ａ10とつづいて、そのうしろにＡ3がついて入ろうとした。

Ａ6がドアの所にきてノブを握って開けようとしたが、開かないため、ガラス窓ごしに、勤務者だから中へ入れてくれというとノブを握っていた内側の職制が手をはなしたため、Ａ6はドアを 45° 位まであけた。更にあけようとすると、ドアの右手にいた人事課長Ｂ20、総務のＢ24ら職制が、急に閉めようとしたため「何故しめるか」というと、Ｂ13が「Ａ3君が入ってくるじゃないか」とこたえたため、それではということで、Ａ3は後方にさがった。

そこでようやく 90° までドアが開いたがＡ6は 12～3 人の発送組合員が全員中に入れるように、ドアの内側から側面に手をかけて、その位置に立っていた。

その時点で、右側の職制が押す力と、Ａ6がドアをささえて開けているところで、せりあいが起り、ドアのガラスが割れた。Ｂ23人事課長の肩が、割れたガラスの間からつき出た格好となり、Ｂ23はガラスの破片で手に怪我した。

21 時６分、そこで職制はピケ体制を解いたので、その場にいた西労組合員Ａ2、Ａ3、Ａ4、Ａ21、Ａ9らは発送職場に入った。

５月 20 日

21 時、Ａ5、Ａ3、Ａ30、Ａ19らが、当日勤務者とともに発送職場に行ったが、Ｂ13総務局次長をはじめとする職制ピケで入れず、Ａ5はマイクを使って入場を申出たが、勤務者のみ入り、闘争委員と職制の間は、従来同様何故入れないのか、どのような支障があるのか、と問いつめ、言論戦となり 21 時 10 分となった。

準備作業が終った作業員が出口の方に向ったが、従来、作業終了とともに解かれていたピケは解除されず、最初に出てこようとした臨時のＡ38は、職制の間をぬいながら出かかったところ、前方からＣ3カメラマンが写真をとっていたのでＡ38は「こらっ何で写すか」とどなった。運輸部のＢ25が「臨時雇のくせにガタガタいうな」と言ったため、Ａ38は、その場の最高責任者であるＢ13に対して「何であああいうことをいわせるのか」とかなり激しくくい下ったが、西労のＡ19、Ａ30らがなだめて、その場は収まり、21 時 15 分職制のピケもとかれた。

その後 23 時 10 分頃、発送部事務室に、一般労組のＡ25が来て、Ｂ1部長に「不当労働行為について話しあいたい」と申入れ、つづいて、Ａ27、Ａ15らが、更に遅れてＡ14ら西労組合員も来て「学校に行って不当労働行為をしているんではないか」と問いつめた。その場にいたＢ5部次長が「不当労働行為があると思うなら、どこか法廷にもってゆきなさいよ」と発言した。

23 時 27 分頃には、Ａ5、Ａ4も加わり、同様主旨の抗議を続け、23 時 35 分ごろ解散した。

５月 21 日

会社は、発送職場入口等５ヵ所に「考送職場内における会社業務に関係ない者の発送職場への立入りを一切禁止します。すみやかに退去して下さい。会社」との社告を、改めて貼り出した。

その夜、21 時からの準備作業終了後に、Ａ5、Ａ3、Ａ1、Ａ21、Ａ19、Ａ9らが職場に入り、ハトロン折場での発送組合員の職場集会に参加した。そこでは、会社が争議中を理由として西労組合員の年休を不許可にしたことを話し合っていたところ、その途中、

一般労組のＡ25分会長が来て、今、Ｂ6販売局次長、Ｂ1発送部長が臨時の人を宿直室にあつめて、社告の説明をすると共に、「会社としては西労と対決していく、皆さんは西労と共闘するのでなく、別の道を歩いてほしい」との要請があった、と報告した。

21 時 40 分、Ａ5、Ａ19、Ａ14、Ａ7、Ａ6と、Ａ25、Ａ38はＢ1部長に対して、年休の件と臨労の件について職場交渉を申入れたが、Ｂ1は「話す必要はない、職場交渉はありえん」とことわり、問答するうちに、21 時 44 分からスポーツ新聞印刷がはじまり、一同は職場にもどった。

ところが、その際当日夜勤でないＡ5、Ａ6が職場にいるのをみつけたＢ5部次長が両人に退去せよといったが応ぜず、Ｂ1部長もＡ5に対し「部外者だろう、早く出て行きなさい」という。そこへ、まだ自分の担当の輪転機が稼動していなかったＡ7はそこに立ちどまり、「Ｂ1さん、どうしてそんな大声でＡ5さんをおい出さんといかんのですか」と口をはさんだ。Ｂ1部長は、Ａ7に対して「君は出ていきなさい」といって側にいたＢ26職制らに退去させるよう指示した。職制は退去指示書を手渡そうとしたがＡ7は受取らず、21 時 59 分担当の機械が稼動しはじめたので新聞取りの作業をはじめた。Ｂ4部次長とＢ11課長らがＡ7を機械からひきはなそうとしてもめたため、その場にいたＡ5が、22 時 10 分から 22 時 35 分までＡ7に指名ストを指令したため、当人は組合事務所におりた。相前後して作業も終了した。

23 時、再び年休と臨労問題について、職場交渉を申入れたが、Ｂ1部長は、前回同様話合いはできないとくり返してことわった。Ａ7らは、「特に年休問題はあなたが責任者だから、そして当面することだから、ぜひ交渉して下さい」とくり返して要請していると、Ｂ5部次長は「あなた達は、今までの例からしても大勢の人がきて話にならんではないか……」といい、Ｂ1部長も「いま話したところ、皆さんも非常に静かになっているし……」と発言した。

発送組合員らは「では、民主的に代表をえらんできますから」といってひきあげた。

５月 22 日

21 時、Ａ5、Ａ4、Ａ2、Ａ3、Ａ21らと、当日勤務のＡ6、Ａ20、Ａ19、Ａ7らが職場に

入ろうとしたため、職制が阻止したため、職制とこぜりあいが起り、21 時 05 分ごろA7、A20は職場に入ったが、A6、A19は作業終了後まで入室しなかった。21 時 13 分、職制はピケを解除した。

休憩時間中 21 時 30 分頃、発送組合員はハトロン折場で職場集会を開き、闘争委員A2、A3、A4、A5も社外の人３名と共に同職場に立入りこれに参加した。ところがそれにB3、B4両次長が、集会にわりこみ、無届集会だからやめろといってきたため、「この時間の集会は今まで届なくしていた」と反論したが、職制とのやりとりに時間をとられるのをさけるため、「届ければあんた達は向こうに行くか」とのやりとりの後、A33が届けた。しかし、今度は両次長は前記A2、A3、A4、A5ら闘争委員に退去を求めたが同人らはこれに応ぜず、また社外の人３人が加わっていたのに対して、B17保安課長が退去を求めたが同人らも応ぜず論争が続き、21 時 48 分スポーツ版の印刷開始となり、散会した。

22 時 40 分、A14、A7、A12、A6、A19、A20、A17の７人は、発送部事務室のB1部長に対して、「代表を７名にしぼってきた、年休の件で職場交渉をしたい」と申入れたが、B1部長は「交渉はできない」と返答。A14らは「昨夜、人数をしぼれば交渉していいといったではないか」というが「いや知らない、労務のことについては、労務に行ってくれ」とこたえた。20 分ていどのやりとりの後、一同は 23 時に労務課に行ったが責任者不在のため引きあげた。

５月 23 日

午前２時 20 分、A14、A7、A6、A8、A20、A12、A16、A11は 21 日のA7への退去指示については会社に抗議するとの職場集会の結論によって、B1部長に対して「21 日のA7君への指示は、不当労働行為である。また、労働者の生活権を犯すもので、今後、こういうものは絶対に出してもらってはいけない。抗議する」と申入れた。

B1部長は「抗議される筋合いはない」とこたえるが、改めてほしいと再抗議し、２時 26 分作業開始となりひきあげた。

その夜、22 時 50 分、A6、A7、A14、A21は、B1部長に年休問題、臨労問題につい

ての交渉を申入れるが、部長は「話する必要はない」とつっぱねた。

５月 24 日

20 時 30 分頃、Ａ４、Ａ５が、発送職場休憩室にいるのを、Ｂ４、Ｂ５両部次長が気付き、退去するようにいったが、二人は応ぜず、21 時になると、Ａ４は両部次長の制止を排して、ベルトコンベアの上にのり教宣した。

22 時 50 分、Ａ８、Ａ１２、Ａ６、Ａ７の４人が、発送部長の前に行き、その他の組合員は事務室の空いている椅子にこしかけて見守っている中で年休と臨労の件で職場交渉を申込んだ。部長は「交渉はありえない、年休については、前からいってるようにやらんよ、さっさと向こうに行きなさい」として応じなかった。

しかし、Ａ７らが「年休の取消問題は翌 25 日から実害をこうむる、なんとか解決しよう」というと、部長は「その辺のところは考えている」というようなやりとりが始まった。ところが、その段階でＢ４次長が、「むこうに行きなさい、交渉はない」とわりこんできたため、西労組合員は、そういうＢ４の態度に抗議をし、話合いが進展する気配がなくなったため、15 分位で引きあげた。

なお、当日 21 時、発送職場前にＢ２０給与課長が待機していたが、Ａ１８、Ａ８がとおったとき課長は足をけられ、ズボンに油性インクがついたので両人をおいかけ靴を調べると、Ａ１８のゴム長靴に同じインクがぬりつけてあった。そのためＢ２０課長は「私の足をくつでけって、インクをつけたね」と抗議した。

５月 25 日

15 時 40 分、Ａ７、Ａ１４、Ａ１７、Ａ１３ら発送組合員 12 名は、当日から年休取消が始まったため、Ａ７の直属課長のＢ１５に「何故、年休をつけないのか」ときいたが、Ｂ１５課長は「とにかくやれない」と応答した。Ａ１４は「労働基準監督署にも行って聞いてきた、私たちのいうことが正しいので、会社に勧告をしようといっていた。労務に勧告がきているかもしれない、電話して確かめてくれ」ということをいったが、Ｂ１５は「問合わせる必要はない」とやりとりしていた。途中でＢ４次長が入り「向こうに行きやい、年休もやらん、職場交渉もありえん」といったため、その場の組合員は「あんたが横から出て

こんでもいいじゃないですか」といっているうちに、作業が始まり、散会した。

その間、20 分ていどであった。

5 月 27 日

15 時 35 分、A7、A8、A12、A20、A32、A6、A15らは、B9逓送課長に対して、年休取消の件について、なぜかと理由をききに行ったが、B9は「年休はやれない」とこたえたため、25 日のB15課長との交渉と同様に労基署から勧告がきている筈だとのやりとりをしていた。

その途中、B11庶務課長が「B9さん、職場交渉はできん、年休も与えんごとなっとろうが」といい、B5発送部次長も「すぐ解散せよ、職場交渉はない、年休はやらん」との発言をしたため、組合員らは「課長と話をしているのに何の権限でわりこむのか」と一斉に抗議するが、15 時 50 分、作業開始のため散会した。

その夜、20 時 50 分ごろから発送職場に入っていたA5は、21 時３分頃から教宣をはじめた。それに対して、B3、B4両次長が、前にたちはだかって教宣を中止せよというため、マイクをもたなかったA5は、教宣の続行ができず二人に対して抗議をする状況となった。

また、作業中の職場では、B5次長が「絶対、西労には教宣させんけんな」と笑いながらA7、A13らに話しかけ、組合員らは「教宣させろ」「教宣の妨害するな」とかけ声をかけると、それに対しては「黙って作業せよ」と制した。A7、A13も「教宣させろ」とかけ声をかけていたところ、B1発送部長は、同人らに仕事をやめて出て行くように退去指示をした。二人は応じず、作業を続け１～２分で休憩時間に入った。

21 時 10 分、A5、A13、A7は、B1部長に対して「会社が退去指示を出すのは、生活権にかかわる」と抗議をはじめた。その他の西労組合員もまわりで成行を見守っていたところ、B1部長は「とにかく事務室に行こう」といい、21 時 15 分頃、発送事務室に移る。

A13、A7、A5らは、事務室でも同様抗議をつづけ、他の組合員らも 20 名近く事務室に入り、こもごも抗議をするが、30 名近くの職制がその場をとりまきそれぞれ応しゅう

するため、抗議交渉は続行できなくなり、21 時 40 分頃散会した。

4　その他の職場における紛争

発送職場において前記認定のとおり、教宣にからむ紛争が起ったが、印刷課ならびに労務部においても、集会の届出あるいは社外人の立入りをめぐって、会社と西労の間に対立が起った。

印刷部は、紙型課、鉛版課ならびに印刷第一課、第二課にわかれている。印刷第一、第二課は、同じく輪転機による新聞印刷にたずさわる業務であり、それぞれ課員が手待時間、休憩時間に利用するために、印刷第一課控室、第二課控室がある。

その利用の仕方は、課毎にわかれて従業員が使用するというよりも、昭和 37 年印刷課で組合が分裂して以来、第一課控室は西労組合員が、第二課控室は三労組合員が主として使っていた事実が認められる。西労組合員は休憩時間には第一課控室に集まり、必要に応じて学習会、職場集会を開催し、本部役員による経過報告が行なわれたこともあったが、それについては格別の届を会社に提出したことはなかった。

しかし、就業規則第 18 条には「従業員が、会社施設内で業務外の集会を行なう場合は、集会の責任者を通じ、事前に会社の承認をえなければならない」と定められており、また、法的には失効していたが、お互いにその精神を尊重していた、労働協約第 20 条にも同旨の定めがあった。社外の人との面会は、就業規則第 29 条により「所属長に届けでて、業務の支障のない限り、所定の場所で面接しみだりに職場内に入れてはいけない」と定められている。

西労は、本件争議期間中、次のような無届集会を開催した。

1．5月 12 日 23 時頃、印刷第一課控室で、休憩時間中無届でA_{1}、A_{3}を加えて会合した。

2．5月 13 日 21 時 30 分頃、印刷第一課控室で、休憩時間中無届で、A_{4}、A_{31}をはじめ、新聞労連の腕章をつけた社外者１名を加えて会合した。

3．5月 17 日午前２時頃、印刷第一課控室に、A_{3}、A_{21}が無断で入室し、西労組合員４～５人と会合した。

４．５月 19 日 21 時 15 分頃、印刷事務室に、Ａ31、Ａ4をはじめ西労組合員 20 余名が、職場交渉を要求して、無断で入室した。

以上の行為に対して、会社はその都度、所属長又は責任者から会合の中止と、部外者の退去を命じてきたが、西労は応じなかった。

５．さらに、５月 22 日には、22 時 40 分頃、Ａ21、Ａ2、Ａ3と長崎新聞、宮崎日日新聞、熊本日日新聞の各労組のオルグ３名が、印刷第一課控室に来て、22 時 50 分休憩時間に入ると、印刷第一、第二課、鉛版課所属の西労組合員が無届で集会をはじめた。

Ｂ27印刷第二課長、Ｂ28印刷部長、Ｂ29工務局次長らが、さかんに無届集会の解散と、外部オルグの退去を求めたがＡ21らは、休憩時間中の組合集会や、外部オルグが入ったことは以前にもあった、何故集会届を出さないといけないのかと応答し、23 時 20 分の休憩時間終了まで両者の対峙は続いた。

一方、労務部においては、

６．５月 16 日 21 時 30 分頃、当夜も発送職場での紛争が起ったため、Ｂ7労務部長、Ｂ30総務局次長が労務部室で待機していたところ、Ａ2、Ａ4、Ａ21ら西労組合員と、一般労組員Ａ25ら約 30 名が突然室内に入ってきたため、Ｂ7が「何の用だ、責任者は誰か」というと、Ａ7はもちこんだテープレコーダーのマイクをつきつけたので、Ｂ7はマイクをつかみ「どうしてこんなものをもちこんだのか」というと、Ａ4は、「暴力だ、暴力だ」と叫び騒ぎが 10 分余続いた。

７．５月 27 日 23 時頃、労務部では、Ｂ7部長をはじめ全員が所用のため離席し、Ｂ23人事課長が留守番をしていると、発送部組合員 10 数名が入り、「労務部長はどこにいるか」と面会を求めるので、不在を告げ退去を命じたがきき入れず、同部室の電話をもって、労務担当重役、総務局長、労務部長の私宅に次々と電話をかけ、そこでも不在だったため、一同はひきあげた。

次いで、23 時 10 分頃、役員室、社長室の前に行き、社長、労務担当重役への面会を求め、不穏なふんいきとなったため、Ｂ31(秘書室長)が、「とにかく労務部で話し合った方がいい」と説得し、組合員を労務部につれ帰った。そこで再びＢ23人事課長は、

「労務部長の行き先きは分らないので、ひきあげてほしい」といったが、きかず、10分ほど押問答のすえ、「あとで又くるぞ」といって、ひきあげた。

5　ロックアウトとその間の労使折衝

1．会社は、昭和39年5月28日西労に対して「西労の長期にわたる波状ストから企業を防衛し、かつ、発送職場における混乱を防止して社内秩序を確立するため」として、本社内に位置する食堂、診療所をふくむ本社のロックアウトを通告した。

これに対して西労は、会社が三労ストも収束し、西労の闘いも長期柔軟の構えで、ストライキ緩和の方向をたどっている今の時点でロックをかけてきたのは、5月に入り三労から西労への復帰者がでる等影響力が拡大してきたのをおさえ、西労に「平和協定」をおしつけ、西労破壊を狙うものであるとして全面対決の姿勢をとった。

2．5月13日、三労が2ヵ年賃金協定案を妥結した直後、西労と会社は第10回団交を、5月25日第11回団交をもったが決裂した。以後、ロックアウトに入り西労は、ほぼ連日団体交渉を申込んだが、会社は「進展の可能性ない」として応じなかった。

6月12日、23日と、当地方労働委員会は、会社、西労双方から事情聴取を行ない、7月6日「早期解決のため、ただちに自主交渉をもたれたい」との勧告をした。西労は会社に対し7月9日団交を申入れたが会社は、「西労は水上公園での座りこみを行なっており、かえって事態を紛糾させる」と回答した。

会社は、また西労が2ヵ年賃金協定案を、ドレイ化協定と名づけて教宣している事実をあげ団交要求を拒否するとともに、事務折衝の開催を提案した。西労は、事務折衝の提案をうけて、7月13日以後、毎週月曜日、事務折衝が定例的にもたれるようになった。

6　ロックアウト中の争議行為

1．社内立入

会社は、昭和39年5月28日、西労に対し主たる事業場である本社につきロックアウトをなすことを通告し、西労組合員の就労と本社内への立入りを禁止した。

6月30日14時50分頃、A_{4}、A_{6}、A_{8}、A_{11}、A_{12}、A_{14}、A_{18}、A_{20}らは、本

社東門に行き、警備中の保安課員らに対し、発送部職制への面会を要求し、同課員らの制止をきかずに同門守衛詰所の電話を取り上げ、数 10 分にわたって発送部に「B_{1}出てこい」「B_{4}降りて来い」などと電話をかけ続け、ついで社員通用門の所に行ってB_{6}局次長、B_{11}庶務課長への面会を要求し、約 20 分間にわたって警備中の職員ともみ合い騒いだのである。

7 月 28 日 17 時 30 分頃、A_{8}、A_{10}、A_{14}、A_{19}、A_{9}、A_{23}、C_{2}らは、ロックアウトによる社内立入りを無視して、社員通用門から本社地下食堂に行き、食物を食べようとした。知らせを聞いてかけつけたB_{13}次長らは、「なぜ立入ったのか、ロックアウトしているし、立入りを禁止しているのはよく知っている筈ではないか、すぐ出ていって欲しい」と言った。これに対し、同人らは「食堂を利用するのがどこが悪いか」といって 10 分位押問答を続けた後、通用門から立去った。

7 月 29 日 16 時 45 分頃、A_{1}、A_{5}、A_{14}、A_{19}、A_{21}、A_{24}、A_{9}ら約 10 名が、本社東門に行って、病気のA_{14}を本社診療所に入れろと求め、東門自動車出入口附近の構内に入ったところ、そこに、B_{14}人事部長、B_{13}総務部長ら職制が来て退去を求め、そこで約 30～40 分紛糾した。

10 月 22 日 9 時 30 分頃、A_{2}、A_{4}、A_{5}、A_{8}、A_{13}、A_{15}らは、東門から構内にふみこみ、職制の退去要求にもしばらく従わずシュプレヒコールをしたり、労働歌をうたったりして、30 分位のち、はじめて退去した。

11 月 6 日 23 時 30 分頃、A_{11}は、A_{39}、A_{40}らとともに飲酒のうえ、ロックアウト中、発送職場に入りこみ、警備員から連れ出されるまで 20 分位居り、さらにA_{11}は、同夜 12 時頃、再び、そこに入りこんで来たが、退去させられた。

11 月 20 日 18 時頃、A_{6}、A_{8}、A_{13}、A_{14}、A_{17}、A_{21}、A_{23}らは、通用門から構内に入り、約 1 時間シュプレヒコール、労働歌をうたったりしていた。

2．出荷阻止

西日本新聞の輸送については、下請の新聞輸送会社に行なわせていたが、下請けの輸送会社は、本社構内で、新聞紙を貨物自動車に積み込み宮崎県方面に販売する 13 版

の輸送については、21 時 55 分、これを東口および西口より運び出すことになっていた。

西労側の証人Ａ7とＡ41の証言するところなどによると、西労の闘争を支援するため組織されていた西労、県評、地区労ならびに新聞労連の四者による共闘会議の決定するところによって昭和 39 年７月 21 日、当時ながらくとだえていた西労と会社との団体交渉の開催と、既に２月近く続いているロックアウトの解除を要求するため実力行使の大衆行動を計画し、西労組合員約 100 名に、200 名位の総評その他の支援団体員が加わり、総勢 300 名位が、祇園町の善照寺で勢ぞろいし、そこで支援団体の幹部の指示を受けながら、20 時頃から、会社の東口と西口に約半数づつにわかれて到着した。そこで、団体交渉の再開を口々に叫びながらたむろしていたが、宮崎、鹿児島方面に販売される 13 版の新聞を乗せたトラックは平常は 21 時 55 分に出門することになっていたが会社はこの日は用心のため、繰り上げて、21 時 20 分頃出門しようとした。そこでまず東口ではたむろしていた共闘会議員すなわち西労組合員および支援団体員 150 名位は口々に団交再開をシュプレヒコールしながら、そこに坐りこんだ。会社の職制は、トラックの前路を開くようにと叫びながら西労組合員および支援団体員と激しくもみあったが、西労組合員および支援団体員の坐り込みは容易に解けず、約 30～40 分の時間をもみ合いに費した。その間、トラックのタイヤの空気が抜かれたり、ボディが傷つけられたり、バックミラーが壊わされたりした。22 時頃に至って、西門に警察の機動隊が出動したので、西労組合員および支援団体員は、坐り込みピケを解いて立ち去ったので、トラックはようやく出門することができた。

一方西口では、同じく 21 時 20 分、同新聞を積み込んだトラックが出門しようとしたところ、ここでも東門同様、西労組合員と支援団体員約 150 名位が、トラックの前に坐り込み、さらに、この門では共闘会議のニュースカーが、門の出入口をふさぐようにして停車したため会社の新聞を輸送するトラックは、進行を阻止された。ここでも会社の職制が、トラックの前をあけて通してくれと叫び、一方西労組合員と支援団体員は、団体交渉すればピケを解く、ロックアウトも解けと叫び、シュプレヒコール

をしながら相対峙して譲らなかった。かくして 30〜40 分の時間を経過しても事態は解決せず、会社の職制に怪我人も 10 人前後出たので、会社は、警察機動隊に連絡し、その応援を求めたので、22 時頃に至り、機動隊が西門に到着した。西労組合員および支援団体員は機動隊の出動をみて、坐り込みを解除し、新聞輸送のトラックは、ようやく出門することが出来た。

会社は、このために、大分県佐伯でトラックから国鉄列車に新聞の輸送の積み替えをする筈のものが、列車に遅れて、積み替えが出来ず、結局、トラックのまま、宮崎方面まで直送したので、７月 22 日の朝刊の配達は大巾に遅れたという。

３．就労妨害

西労は、７月 23 日、同 28 日、同 30 日、同 31 日、８月５日、同 20 日、10 月 22 日、11 月 20 日、同 24 日の９回にわたり、会社の通用門あるいは東門等で、20〜30 名の人数で、１時間ないし１時間 30 分のピケをはり、会社の従業員(西労組合員以外の人)に、出社しないようにしてくれと、説得活動を行なった。

その間、８月５日午前９時頃、会社の従業員、C_{2}はA_{24}から叩かれたといい、10 月 22 日には、会社の職制、B_{11}は、A_{5}から胸ぐらをとられ、首をしめられる等の暴行をうけたといっている。

４．会社施設へのステッカー貼付

⑴　西労はロックアウトに抗議して昭和 39 年７月 27 日頃電車通りに面する社屋西側壁面の下部と窓ガラスの一部に「西日本新聞社は不当なロックアウト、組合つぶしを直ちにやめよ」と書いたステッカー多数を貼りつけた。翌 28 日会社は西労にステッカーの撤去を申入れ、組合が撤去しない場合は会社の手で撤去することを通知し併せて会社施設に貼紙をしないよう申入れたが、西労はステッカーを撤去しなかった。そこで会社施設部長が撤去したが、その際、西労組合員に取り囲まれて妨害をうけた。

⑵　同年 11 月 20 日６時頃、A_{5}、A_{8}、A_{11}、A_{21}、A_{22}、A_{13}は社屋西側歩道に沿って設置された会社の新聞掲示板表側ガラス、正面玄関門柱、北側道路に面した販

売、広告局室の窓ガラス、社員通用門横に設置された九州一周駅伝競走の成績を速報していた掲示板と駅伝ゴール用アーチに「不当ロックアウトしている西日本新聞はやめましょう」、「西日本新聞は不当なロックアト中の賃金払え」などと書いたステッカー二百枚を貼りつけ掲示された新聞や駅伝の速報が見えなくなった。すぐに守衛が発見してＢ７労務部長に連絡し、Ｂ７の指揮で約 30 分～１時間かかってステッカーを剝いだ。

⑶　全国一般労組福岡支部西日本新聞分会の所属であるＡ２５、Ａ２７、Ａ２６は昭和 39 年 12 月５日午前４時 30 分頃、会社総務部室、役員室、社長室、労務部室に面する各廊下壁面、扉に「会社は嘘をつくな」「Ｂ３２君（労務担当取締役）早くやめたまえ」「社長退陣せよ」と書いた会社や会社役員を誹謗するステッカー百数拾枚を貼った。しかし、やがて会社がはぎとったことが認められる。

５．九州一周駅伝競走ゴール時の取材妨害、成績速報妨害

会社は、毎年 11 月頃、九州各県対抗九州一周駅伝競走を主催しているが、昭和 39 年は、11 月 15 日長崎市の平和祈念像前をスタートし佐世保、佐賀、熊本、鹿児島、宮崎、大分、門司、福岡と継走し、最終日の同月 24 日の福岡市内の会社本社前に設けられたゴールまで競走するものであった。

11 月 24 日 14 時 20 分頃、本社通用門前のゴール附近に、西労と新聞労連などの支援団体の組合員が、赤旗や、横断幕をもって、見物人と一緒に集まっていたが、西労の宣伝カーは、そのとき、ゴール近くのコースに突然のり入れてマイクの音量をあげて、会社の西労に対する不当な処置をやめよという趣旨の放送を続けた。競走者の先頭が市内に入ってくると、会社のニュースカーが、ゴール地点に先行して、駅伝の実況を放送しはじめたが、西労の宣伝カーの声高い放送のため妨げられてほとんど徹底しなかった。また、ゴール地点の傍らに会社がステージをつくり、そこにブラスバンドを配置して、ゴールインの際、演奏をする仕組みになっていたのに対し、西労組合員が、このステージに無断で立入り、ブラスバンドの座席を占拠して、ゴールインの直前まで、気勢をあげていた。同日 14 時 40 分頃、優勝者がゴールのテープをきって

ゴールインする瞬間を会社は報道写真に撮影して、新聞に掲載しようと計画し、写真班を配置して待機していたところ、西労の組合員およびこれを支援するため同一行動をとっていた新聞労連など友誼労組の組合員が、赤旗や、横断幕をその附近にふりまわしていた。ところがいよいよゴールインの瞬間、A22がゴールインする走者の前に、北海道新聞労組の組合旗をさしかけて会社の写真班の撮影を妨害したのである。その場には、西労委員長　A1、副書記長　A4もこのデモ行動に参加していたことが認められる。

会社は、そのために、丁度ゴールイン瞬間の写真を撮影することができなかったので、やむなく、ゴールからかなり手前を走る優勝者の福岡県、C3選手の姿を撮影した写真をもって代用し、これを同日の夕刊と翌日の朝刊に掲載せざるをえなかった。

6．暴行事件

⑴　昭和 39 年 11 月 15 日から会社主催の九州一周駅伝競走が行なわれたが、その最終日の同月 24 日A6ら 10 数名の西労組合員は福岡市内の駅伝コース沿いの電柱に「西日本新聞社は人殺しをやめよ」「西日本新聞社は不法なロックアウト組合つぶしを直ちにやめよ」などのステッカー多数を貼って廻った。

7時 45 分頃A6は糊の入ったポリバケツを持って福岡市天神１丁目千代田ビル近くを歩いていたところその前をB25運輸部長が西労組合員の貼ったステッカー数枚をはぎとって手にして歩いているのを見つけた。A6は、B25に追いつき「何でステッカーをはがすのか」と抗議したのにB25が無視する態度をしたので糊のついた手でB25の顔面を上から下になでた。これを払いのけようとしたB25の手がA6の鼻に当たったため憤慨したA6は持っていたバケツをB25の頭にかぶせ次にそのバケツで頭や顔を三回位殴りつけた。B25はそのため全治一週間の傷害を蒙った。

⑵　昭和 39 年８月８日１時頃、A3、A4、A8、A7、A5、A10、A11ら 10 数人の西労組合員は、組合に対する切崩しに抗議するとして福岡市上人参町の発送部次長B5方に赴いて、B5を近くの空地に呼び出した。B5はステテコ姿にウイスキーグラスを片手に出て来て応待したところ、A8がB5の手にしたグラスに煙草の吸いがらを

入れたことから争いとなり、A8は持っていたタオルを振ってB5の顔面を数回殴り、さらに肩でB5の肩を数回小突くとともに膝頭で大腿部を数回蹴った。次にA7がB5の顎を数回なぐり、靴ばきのままでB5の下駄の先を数回蹴った。さらにA5が「このまま組合へ来い」といって他の組合員と一緒に組合事務所へ連行しようとし、ためらっているB5の臀部を膝頭で蹴った。B5は負傷した。

⑶　また、同日３時 45 分頃、A5、A8ら数名の西労組合員は、福岡市横手町の路上で帰宅途中のB2計数課次長を待ち伏せ、大腿部、胸部、腹部を蹴った。B2は負傷した。

7　会社の申立両組合に対する支配介入について

１．昭和 39 年６月中旬頃、会社の管理職である政治部次長B33は、福岡県筑紫郡筑紫野町の西労組合員A42方を訪問し、同人に対して、「西労の内情が、どんなものか知ったら、君も驚くだろう。君も政治部の記者なら、みとおしをもつべきだ」と説得し、更にその後２回にわたって、A42方を訪問し、「どうだ考え方は変ったかな」等と申しむけて、暗に西労からの脱退を説得した他、同月頃から、７月 14 日頃までの間、発送部次長B5、計数課次長B2、他 13 名の会社管理職がC2他 13 名の西労組合員に対し前同様の説得をした。

２．昭和 39 年５月頃から７月頃までにわたり、会社管理職B15計数課長、B2計数課次長等は、一般労組西日本新聞分会員A25等 10 数名に対し、多数回にわたって、組合から脱退せよと説得した。

8　ロックアウトの解除、就労、懲戒処分の発令

昭和 39 年 11 月 21 日、西労は、当地方労働委員会に対して、39 年度夏期手当について、あっせんの申請をした。当委員会は、申請事項の夏期手当問題の根源は、39 年賃上げ、２ヵ年賃金問題の未解決にあるとして 11 月 26 日からあっせん作業にとりくみ、12 月 22 日２ヵ年賃金協定問題を含む次のようなあっせん案を提示した。その骨子は

１．賃金協定　昭和 39 年度分　社案のとおり

２．　〃　　〃 40 年度分　地労委の裁定に一任

３．39 年夏期および冬期の手当は、他労組との協定の線に沿って支給

４．会社は、組合員への共済会融資については、配慮を払う

５．就労方式については

会社は、ロックアウト解除後、可及的すみやかに各職場の勤務体制を整え、逐次組合員を就労させるものとし、組合員はこの間、自宅待機するものとする。

６．上記自宅待機中は休業手当として、平均賃金の 60％支給

７．配属は原職復帰とする

８．労使双方、速やかに争議体制をとき、施設を平常の状態に復すること。とくに不買については組合は、その復元に極力努力するものとし、会社はこれに対して、金一封を支給する。

補足説明として、５項の「可及的すみやかに」は翌１月 15 日を目途とし、もし特別の事情により、必ずしも 15 日に拠り難いことが若干あっても全般的には、15 日を目途として就労の実現を期して頂きたいと付言した。

12 月 28 日、会社、西労ともに受諾書を提出し、29 日、会社はロックアウトを解除し、西労はスト体制を解いた。

会社は、昭和 40 年１月 12、14、16 日の３段階にわけて組合員を就労させたが、その際、A_1委員長ら 25 名についてあっせん案補足説明にいう「特別の事情ある者」として、さらに１月 27 日まで自宅待機を命じた。

西労は、即時就労の要求と団体交渉の申入れをなしたが、会社は応ぜず、1 月 27 日事務折衝の席上、上記 25 名は、明 28 日より、就業規則賞罰規定による待命とすると通告した。その後、２月 16 日に至り、会社は西労に対して懲戒処分の通告をなしたため、西労は、労働協約に基いて、異議の申立と労使協議会の開催を申入れた。

２月 22 日から３月４日まで７回にわたって労使協議会が開かれ、その席上会社は、各人毎の懲戒理由書を読みあげ、就業規則、賞罰規定の関係を示した。西労は、理由書について具体的事実の説明を求めたが、会社は、それを拒否し、平行線のまま終り、また、被処分者らは、会社が呼び出した賞罰委員会での弁明は当委員会が代表取締役を委員長

とし、会社職制によって構成されているために、公平を欠く機関であるとして拒否した。

昭和 40 年３月６日、会社は、就業規則第 71 条、賞罰規定第 12 条に基づいて、組合員Ａ10、Ａ11、Ａ12、Ａ13、Ａ14、Ａ15、Ａ16、Ａ17、Ａ18、Ａ19、Ａ20、Ａ9、Ａ21、Ａ22、Ａ23の 15 名に対して懲戒休職３ヵ月の処分を、組合員　Ａ24、Ｃ2の２名に対して懲戒休職２ヵ月の処分を、１月 28 日付で発令した。（なお、Ｃ2は、２月 27 日依願退社したため、処分は自然消滅し、西労も、本件申立で争っていない。）

さらに３月 11、12 両日、懲戒解雇にかんする団体交渉が開催されたが、これも平行線のまま終り、労働協約第 86 条に規定する組合の承認を得られないまま、会社は、３月 17 日、同じく就業規則第 71 条、賞罰規定第 12 条に基づいて、当時の執行委員長、最高闘争委員長Ａ1、執行副委員長、最高闘争副委員長Ａ2、書記長、最高闘争書記長Ａ3、副書記長、最高闘争副書記長Ａ4、執行委員教宣部長Ａ5、組合員Ａ6、同Ａ7、同Ａ8の８名に対して懲戒解雇を発令した。

会社が示した各人の懲戒理由は次のとおりである。

Ａ1　工務局印刷部印刷第一課勤務

今次闘争中、西日本新聞労働組合の最高闘争委員長として、同組合員の発送職場その他の職場における教宣強行、職制つるしあげ、立ち入り禁止を無視しての職場乱入等の違法行為、ならびにロックアウト中、社内乱入、会社従業員の就労妨害、新聞出荷妨害、新聞掲示板、駅伝成績掲示板等会社施設へのステッカー貼り、駅伝ゴール時の取材、速報妨害等の違法行為を指導し、あるいは自ら卒先して行ない、もしくは同組合員のこれら違法行為を制止せず、もって社内秩序を乱し業務を妨害した。

Ａ2　広告局広告第一部整理第一課勤務

今次争議中、西日本新聞労働組合の最高闘争副委員長として、同組合員の発送職場その他の職場における教宣強行、職制つるしあげ、立ち入り禁止を無視しての職場乱入等の違法行為、ならびにロックアウト中、社内乱入、会社従業員の就労妨害、新聞出荷妨害、新聞掲示板、駅伝成績掲示板等会社施設へのステッカー貼り、駅伝ゴール時の取材、速報妨害等の違法行為を指導し、あるいは自ら卒先して行ない、もしくは同組合員のこ

れら違法行為を制止せず、もって、社内秩序を乱し、業務を妨害した。

Ａ3　休職（組合専従）

１．今次争議中、西日本新聞労働組合の最高闘争書記長として、同組合員の発送職場その他の職場における教宣強行、職制つるしあげ、立ち入り禁止を無視しての職場乱入等の違法行為、ならびにロックアウト中、社内乱入、会社従業員の就労妨害、新聞出荷妨害、新聞掲示板、駅伝成績掲示板等会社施設へのステッカー貼り、駅伝ゴール時の取材、速報妨害等の違法行為を指導し、あるいは自ら卒先して行ない、もしくは同組合員のこれら違法行為を制止せず、もって社内秩序を乱し、業務を妨害した。

とくにその間、発送職場において、Ｂ5発送部次長、Ｂ2計数課次長にたいし、ひき倒す等の暴行を加えた。

２．８月８日頃、Ｂ5発送部次長の自宅付近において、十数名の組合員とともに、同部次長をとり囲み、気勢をあげてＡ8、Ａ5、Ａ7等が同部次長にたいし、暴行、傷害を加えるのを助勢した。

Ａ4　工務局印刷部紙型課勤務

１．今次争議中、西日本新聞労働組合の最高闘争副書記長として、同組合員の発送職場その他の職場における教宣強行、職制つるし上げ、立ち入り禁止を無視しての職場乱入等の違法行為、ならびにロックアウト中、社内乱入、会社従業員の就労妨害、新聞出荷妨害、新聞掲示板、駅伝成績掲示板等会社施設へのステッカー貼り、駅伝ゴール時の取材、速報妨害等の違法行為を指導し、あるいは自ら卒先して行ない、もしくは同組合員のこれら違法行為を制止せず、もって、社内秩序を乱し、業務を妨害した。

２．８月８日頃、Ｂ5発送部次長の自宅付近において、十数名の同組合員とともに、同部次長をとり囲み、気勢をあげてＡ8、Ａ5、Ａ7等が同部次長に対し暴行、傷害を加えるのを助勢した。

Ａ6　販売局発送部計数課勤務

１．今次争議中、発送職場において職制つるし上げ、作業中大声をあげての作業妨害、立ち入り禁止を無視しての職場乱入、作業放棄等の違法行為、ならびにロックアウト

中、社内乱入、保安課員、職制つるし上げ等の違法行為をなし、もって社内秩序を乱し、業務を妨害した。

とくにその間、B4発送部次長の内股を蹴り、あるいはB18保安課員を階段より突き落し、全治２週間の傷害を負わせ、あるいは、B5発送部次長にたいし、頭突きをなしあるいは発送職場入り口の扉を破壊し、そのさいB23人事課長に全治１週間の傷害を負わせる等の暴行を加えた。

２．11 月 24 日頃、三和ビル付近路上において、B25運輸部長にたいし顔面にバケツをかぶせたり、殴る等の暴行を加え、因って全治１週間の傷害を負わせた。

A5　販売局発送部計数課勤務

１．今次争議中、発送職場において、教宣強行、職制つるしあげ、立ち入り禁止を無視しての職場乱入、無断集会等の違法行為、ならびにロックアウト中、社内乱入、会社従業員の就労妨害、新聞掲示板、駅伝成績掲示板等、会社施設へのステッカー貼り等の違法行為をなし、もって社内秩序を乱し、業務を妨害した。

とくに就労妨害、社内乱入にさいし、B11販売庶務課長の胸ぐらをとって首をしめ上げ、またB34総務課長の股間を蹴り上げる等の暴行をなした。

２．８月８日頃、B5発送部次長の自宅付近において、十数名の西日本新聞労働組合員とともに、同部次長をとり囲み、A8、A7等とともに、同部次長にたいし、殴る、蹴るの暴行を加え、因って同部次長に全治３日間の傷害を負わせた。

３．８月８日頃、同組合員数名とともに、B2計数課次長を帰宅途上に待伏せ、同課次長にたいし、A8等とともに殴る、蹴るの暴行を加え、因って同課次長に全治１週間の傷害を負わせた。

A7　販売局発送部計数課勤務

１．今次争議中、発送職場において職制つるし上げ、作業中大声をあげての作業妨害、立ち入り禁止を無視しての職場乱入、無断集会、作業放棄等の違法行為、ならびに立ち入り禁止を無視して労務部室へ乱入する違法行為をなし、もって社内秩序を乱し、業務を妨害した。

２．８月８日頃、Ｂ５発送部次長の自宅付近において、十数名の西日本新聞労働組合員とともに、同部次長をとり囲み、Ａ８、Ａ５等とともに、同部次長にたいし、殴る、蹴るの暴行を加え、因って同部次長に全治３日間の傷害を負わせた。

Ａ８　販売局発送部逓送課勤務

１．今次争議中、発送職場において職制つるしあげ、作業中大声をあげての作業妨害、立ち入り禁止を無視しての職場乱入、無断集会、作業放棄等の違法行為、ならびにロックアウト中、社内乱入、新聞掲示板・駅伝成績掲示板等会社施設へのステッカー貼り、駅伝ゴール時の取材妨害、保安課員・職制つるし上げ等の違法行為をなし、もって社内秩序を乱し、業務を妨害した。

２．８月８日頃、Ｂ５発送部次長の自宅付近において、十数名の西日本新聞労働組合員とともに、同部次長をとり囲み、Ａ５、Ａ７等とともに、同部次長にたいし、殴る、蹴るの暴行を加え、因って同部次長に全治３日間の傷害を負わせた。

３．８月８日頃、同組合員数名とともに、Ｂ２計数課次長を帰宅途上に待伏せ、同課次長にたいし、Ａ５等とともに、殴る、蹴るの暴行を加え、因って同課次長に全治１週間の傷害を負わせた。

Ａ９　編集局整理部勤務

今次争議中、発送職場において職制つるし上げ、立ち入り禁止を無視しての職場乱入等の違法行為、ならびにロックアウト中、社内乱入等の違法行為をなし、もって社内秩序を乱し、業務を妨害した。

Ａ１０　販売局発送部計数課勤務

１．今次争議中、発送職場において職制つるし上げ、無断集会等の違法行為、ならびにロックアウト中、社内乱入等の違法行為をなし、もって社内秩序を乱し、業務を妨害した。

２．８月８日頃、Ｂ５発送部次長の自宅付近において、十数名の西日本新聞労働組合員とともに、同部次長をとり囲み、気勢をあげて、Ａ８、Ａ５、Ａ７等が同部次長に対し、暴行、傷害を加えるのを助勢した。

Ａ11　販売局発送部計数課勤務

１．今次争議中、発送職場において職制つるし上げ、作業中大声をあげての作業妨害、作業放棄等の違法行為、ならびにロックアウト中、社内乱入、新聞掲示板・駅伝成績掲示板等会社施設へのステッカー貼り、保安課員・職制つるし上げ等の違法行為をなし、もって社内秩序を乱し、業務を妨害した。

２．８月８日頃、Ｂ5発送部次長の自宅付近において.十数名の西日本新聞労働組合員とともに、同部次長をとり囲み、気勢をあげてＡ8、Ａ5、Ａ7等が同部次長にたいし暴行、傷害を加えるのを助勢した。

Ａ12　販売局発送部計数課勤務

今次争議中、発送職場において職制つるし上げ、作業中大声をあげての作業妨害、立ち入り禁止を無視しての職場乱入、無断集会等の違法行為、ならびにロックアウト中、保安課員・職制つるし上げ等の違法行為をなし、もって社内秩序を乱し、業務を妨害した。

Ａ13　販売局発送部計数課勤務

今次争議中、発送職場において教宣強行、職制つるし上げ、作業中大声をあげての作業妨害、立ち入り禁止を無視しての職場乱入等の違法行為、ならびにロックアウト中、社内乱入、新聞掲示板・駅伝成績掲示板等会社施設へのステッカー貼り、駅伝ゴール時の速報妨害、保安課員・職制つるしあげ等の違法行為をなし、もって社内秩序を乱し、業務を妨害した。

Ａ14　販売局発送部計数課勤務

今次争議中、発送職場において職制つるし上げ、作業中大声をあげての作業妨害、立ち入り禁止を無視しての職場乱入等の違法行為、ならびに立ち入り禁止を無視しての労務部室への乱入、またロックアウト中、社内乱入保安課員・職制つるしあげ等の違法行為をなし、もって社内秩序を乱し、業務を妨害した。

Ａ15　販売局発送部計数課勤務

今次争議中、発送職場において職制つるしあげ、作業中大声をあげての作業妨害、立

ち入り禁止を無視しての職場乱入、無断集会、作業放棄等の違法行為、ならびにロックアウト中、社内乱入、駅伝ゴール時の取材妨害等の違法行為をなし、もって社内秩序を乱し、業務を妨害した。

Ａ16　販売局発送部計数課勤務

１．今次争議中、発送職場において職制つるし上げ、作業中大声をあげての作業妨害、立ち入り禁止を無視しての職場乱入等の違法行為、ならびに立ち入り禁止を無視して労務部室へ乱入する違法行為をなし、もって社内秩序を乱し、業務を妨害した。

２．８月８日頃、Ｂ5発送部次長の自宅付近において、十数名の西日本新聞労働組合員とともに、同部次長をとり囲み、気勢をあげてＡ8、Ａ5、Ａ7等が同部次長にたいし、暴行、傷害を加えるのを助勢した。

Ａ17　販売局発送部逓送課勤務

今次争議中、発送職場において職制つるしあげ、作業中大声をあげての作業妨害等の違法行為、ならびにロックアウト中、社内乱入等の違法行為をなし、もって社内秩序を乱し、業務を妨害した。

Ａ18　販売局発送部逓送課勤務

今次争議中、発送職場において職制つるし上げ、作業中大声をあげての作業妨害、無断集会等の違法行為、ならびにロックアウト中、保安課員・職制つるし上げ等の違法行為をなし、もって社内秩序を乱し、業務を妨害した。

Ａ19　販売局発送部逓送課勤務

１．今次争議中、発送職場において職制つるし上げ、立ち入り禁止を無視しての職場乱入、作業放棄等の違法行為、ならびに立ち入り禁止を無視しての労務部室への乱入、またロックアウト中、社内乱入、駅伝ゴール時の取材妨害等の違法行為をなし、もって社内秩序を乱し、業務を妨害した。

２．８月８日頃、Ｂ5発送部次長の自宅付近において、十数名の西日本新聞労働組合員とともに、同部次長をとり囲み、気勢をあげてＡ8、Ａ5、Ａ7等が同部次長にたいし暴行、傷害を加えるのを助勢した。

Ａ20　販売局発送部逓送課勤務

今次争議中、発送職場において職制つるし上げ、作業中大声をあげての作業妨害、立ち入り禁止を無視しての職場乱入、無断集会等の違法行為、ならびに立ち入り禁止を無視しての労務部室への乱入、またロックアウト中、保安課員・職制つるし上げ等の違法行為をなし、もって社内秩序を乱し、業務を妨害した。

Ａ21　工務局印刷部印刷第一課勤務

今次争議中、発送職場において職制つるしあげ【他では、つるし「上」げも多数。】、立ち入り禁止を無視しての職場乱入等の違法行為、ならびに印刷職場においての無断集会、立ち入り禁止を無視しての労務部室への乱入、またロックアウト中、社内乱入、新聞掲示板・駅伝成績掲示板等会社施設へのステッカー貼り等の違法行為をなし、もって社内秩序を乱し、業務を妨害した。

Ａ22　工務局印刷部印刷第一課勤務

今次争議中、印刷職場における無断集会、ロックアウト中、社内乱入、新聞掲示板・駅伝成績掲示板等会社施設へのステッカー貼り、駅伝ゴール時の取材妨害等の違法行為をなし、もって社内秩序を乱し、業務を妨害した。

Ａ23　工務局印刷部印刷第二課勤務

１．今次争議においてロックアウト中、社内乱入、駅伝ゴール時の取材妨害等の違法行為をなし、もって社内秩序を乱し、業務を妨害した。

２．昭和 40 年１月 11 日頃、職制の制止を排して発送職場に侵入し、作業中のＣ3発送部員にたいし、殴る等の暴行を加え、因って全治１週間の傷害を負わせ、もって社内秩序を乱し、業務を妨害した。

Ａ24　工務局活版第一部鋳植課勤務

今次争議においてロックアウト中、社内乱入、会社従業員の就労にさいし、実力をもってこれを妨害する等の違法行為をなし、もって社内秩序を乱し、業務を妨害した。

9　一般労組組合員に対する懲戒処分

西日本新聞社発送部に勤務する臨時雇の従業員の一部は、昭和 39 年４月 30 日、全国

一般労組福岡支部西日本新聞分会を結成し、会社に賃金引上げ等の要求を提出するとともに、会社の提案する２ヵ年賃金協定案に反対していた西労に共闘の姿勢をとっていた。

分会組合員らは、発送職場において.西労組合員と共同の行動をとり、あるいは独自に職場交渉を要求したり、ステッカーを貼付する等、前記認定のとおりの活動を行なった。

これらのことについて、会社は、分会長Ａ25、分会職場委員Ａ26、同Ａ27に、次のとおり懲戒処分を発令した。

１．Ａ25

(ｲ) 昭和 39 年 12 月５日付　懲戒休職３ヵ月

(ﾛ) 昭和 40 年３月 17 日付　懲戒解雇

２．Ａ26

(ｲ) 昭和 39 年 12 月５日付　懲戒休職３ヵ月

(ﾛ) 昭和 40 年３月 17 日付　懲戒解雇

３．Ａ27

昭和 39 年 12 月５日付　懲戒休職３ヵ月

上記処分に対する会社の示したそれぞれの懲戒理由は次のとおりである。

１．Ａ25　販売局発送部臨時雇

昭和 39 年４月８日以降、同年５月 27 日までの間、数回にわたり、発送職場において職制つるしあげ、大声をあげての作業妨害、立入り禁止を無視しての職場乱入等の違法行為ならびに立入り禁止を無視して労務部室へ乱入する違法行為をなし、また同年 12 月５日頃、本社総務部室、役員室、社長室、労務部室間の廊下側面、扉、紙型配線盤等各所に会社ならびに会社役員を誹謗するステッカーを貼付する違法行為をなし、もって社内秩序を乱し、業務を妨害した。

２．Ａ26　販売局発送部臨時雇

昭和 39 年 12 月５日頃、本社総務部室、役員室、社長室、労務部室間の廊下壁面、扉、紙型配線盤等各所に、会社ならびに会社役員を誹謗するステッカーを貼付する違法行為をなし、もって社内秩序を乱し、業務を妨害した。

なお、会社器物毀棄、職制指示無視等の違法行為により同年７月 16 日待命を受け、同年８月８日に、同年７月 16 日付をもって出勤停止 30 日の懲戒処分を受け、さらに前記待命期間中ならびに出勤停止期間中になした新聞出荷妨害、会社従業員の就労妨害、その他の違法行為により同年８月 15 日待命を受け、同年 10 月 16 日に同年８月 15 日付をもって懲戒休職２ヵ月の懲戒処分を受けた。

３．A$_{27}$　販売局発送部臨時雇

発送職場における紛争において、５月 17 日、５月 20 日、５月 22 日の３回にわたり、B$_{1}$発送部長をつるしあげ、12 月５日、本社総務部室廊下壁面等にステッカー百数拾枚をはりまわし、社内秩序を乱し、業務を妨害した。

第２　判断ならびに法律上の根拠

１　発送職場における紛争について

１．まず、発送職場の紛争について、西労は毎日 21 時からの準備作業の時間帯から、この職場において教宣活動を行なうことは、もとより組合の権利とするところであり、かつ、昭和 20 年組合の結成以来、慣行として確認されているところであるから、会社が正当な理由もなくして、これを禁止したり、教宣のための立入りを阻止したりすることは、正当な組合活動に対する不当な妨害干渉であると主張するのでこの点を判断すれば、組合結成以来、昭和 38 年項までの間に、一斉休憩時間以外である 21 時から同 15 分までの準備作業の時間中に教宣活動が行なわれていた経緯があることは、うかがい得ることであるけれども、これをもって慣行上の権利として会社に対し強行しうるものとは、到底認めることができない。

当時、期限の経過によって、労働協約はその効力を失なっていたけれども、会社と西労との間に、その精神を尊重することに約束されていたところ、その労働協約の規定によると、組合の組合活動は、勤務時間以外になすべきことが定められており、また会社は、作業員以外の出入を場所を限って禁止しうることが認められている。会社は昭和 39 年４月８日から同月 13 日にわたって、西労の闘争委員らが、発送職場に随時立入りして、一斉休憩時間以外に教宣活動を行なったため、これが会社に対し作業

妨害の結果となっていることを痛感し、同月 14 日作業員以外の発送職場への立入を一切禁止したものであることが認められる。

したがって、４月 14 日から５月 27 日までにわたる発送職場の紛争については、作業員以外の者が、発送職場に立入り、21 時 15 分から 22 時までの一斉休憩時間、または、その他の時間帯の一斉休憩時間以外の時間に教宣活動をすることは、すべて禁止されていたことである。そこで、西労の組合員がこの禁止に違反してなした教宣は正当な教宣活動とは認めがたく、また、その教宣のため作業員以外の者が発送職場に立入ったのは正当な組合活動とは認めがたく、いずれもこれによって、会社の職場の秩序を乱し、会社の業務を妨害したものであり、就業規則の違反であると考えられる。

２．会社は、叙上紛争の期間中、西労組合員が発送職場の上司職制や労務担当の職制等に対して大声を出して押問答したり、あるいは、くってかかり、交渉や問答を強いて要求し、職場の職制や、労務担当の職制の指示に従わず、これをつるしあげたことを挙げて、これらを職場秩序の違反であると主張し、本件懲戒処分の理由の一つとしている。

なるほど、審問にあらわれた証拠によると、この紛争の期間中、ほとんど 50 日の長きにわたり、西労の組合員らが発送職場でその上司たる職制や、労務担当の職制に対して、諸種の問題につき、不満を訴え、しばしば押問答を重ね、いろいろとくってかかったこと、そしてそれは、時にははなはだ執拗であったことは事実のようである。

そして、このようなことは、その程度と場合の如何によっては上司の職務上の指示に従わないことであり、職場秩序の違反となることも充分考えられる。そしてそれがためにはよほど充分にその状況や程度や影響などが証拠上判然たる場合でなければならない。本件の場合についていえば、概ね、休憩時間中のことであり、また単につるし上げられたと言う程度のことでしたがってその程度と場合とが、職場秩序の違反になるとまでは軽々には論断できないものである。これらの中には、会社の職制が、言辞を誤まり、組合員の反撥を誘発したような場合も存在し、ことに、ある職制の如きは、作業時間中にもかかわらず飲酒酩酊して、慎重を欠く言動に及んだ者もあるこ

とが認められる。したがって、叙上のような会社の主張は採用しない。

3．これらの紛争中において、被処分者らのうち、職制に対し暴力にわたる行為に及んだ事実が認められることは前記事実認定のとおりであるが、これらの行為は、到底、組合の正当な行為と認めることは出来ない。

4．会社は、この発送職場における立入りと一斉休憩時間以外における教宣活動の強行とこれらにからむ紛争については、A_1、A_2、A_3、A_4の４名に、その計画遂行上、最高の指導的責任を有する者として、その点をも懲戒処分の理由としているので、この点を判断すれば、この発送職場に対し、会社の禁止を無視して、強いて立入り、一斉休憩時間以外に教宣活動を強行した部分については、その個々の実行者のその場限りの思いたちで行なったものではなく、西労の闘争委員会の決定した方針として行なわれたものと考えられる。そして、その闘争委員会の最高闘争委員長であるA_1、同副委員長であるA_2、同書記長であるA_3、同副書記長であるA_4の４名は、少なくとも、この立入りと教宣活動を含む行動を闘争方針として決定し、これを遂行することに関与したものと推認せざるを得ない。また５月 27 日まで約 50 日間にわたる長期間のことであるから同人ら闘争委員会の幹部として、当然に、この違法な闘争活動を制止する義務を負っていたと認めねばならないのでこれをなさなかった点からみても、その立入りと教宣の強行については、全面的にその責任を負わねばならない訳である。のみならず、後記のようにA_1自身も、５月 21 日には、自ら、発送職場に立入り、職場集会に参加しており、A_2、A_3、A_4はしばしばこの職場に立入り、教宣活動に加わった事実があるので、事実上の遂行者としての責任の存在もきわめて明白である。

5．この発送職場における立入り、教宣活動の強行ならびに、これにからまる紛争が正当な組合活動とは認められないものであることは、叙上の通りだがその程度を考えると、西労に対し、同情の余地が多く存在する。それは、事実認定の場所にも指摘したとおり、一斉休憩時間以外にわたる教宣活動とはいっても、それは 21 時から 21 時 15 分にわたる準備作業時間中の教宣活動であって、しかも、これについては、それ以前には、そのようなことが許された多くの慣行を経験していること、また、西労と対立

する他の組合に対し、同様の教宣を会社が数回許したことがあることがうかがわれ、これらのことによって、西労の反撥的雰囲気が、ますます誘発されたものと考えられる。それにもひとつつけ加えたいのは、この西労の発送職場における西労の違法不当な争議行為に対しては、会社は既に長期にわたるロックアウトでもって対抗しているのであるから、もはや懲戒処分の対象としての評価はさまで重視することが出来ない。

2　その他の職場における紛争について

就業規則第18条によれば、会社の施設内で業務外の集会を行なう場合には、事前に承諾を得なければならないようになっている。また同29条には、社外の人を勝手に職場内に入れてはならないことが定められていることは明らかであるから、前記認定した事実のとおり、西労の闘争委員が、たとえ、休憩時間中といえども、印刷第一課控室で、無届で組合の集会を開いたり、社外の人をそこに立入らせたりしたことは、前示就業規則の規定に違反するものであり、職場秩序の違反として、非難さるべきことがらである。

しかし、これらの類似行為について、その他の職場や、本件紛争以外の時期では、特に論及していない問題であるので、その不当性の程度はそれ程重大なものとは言えない。

3　ロックアウト中の争議行為について

西労組合員のロックアウト中における行動を評価する場合、これらがロックアウト中であり、また当時の会社の西労に対する措置が必らずしも相当でなかった点を考慮に加えなければならない。

ロックアウトをしたこと自体はともかく、段々これが長期にわたって継続し、最終的に解決をみたのは、満7ヵ月後の年末であったこと、その間、団体交渉はとだえて、会社の職制による組合切崩しの支配介入が行なわれたことは、西労組合員に対し、深い憤りと焦りを誘発し、これがため、西労組合員がとかく過激な行為に及ぶ結果をきたしたものと思われる。

このことは、以下同組合員の行動につき、その責任を評価する場合において、これを参酌しなければならないことである。

1．社内立入について

㈠　6月30日　本社東門におけるA4らの行動については、強いて電話をかけて職制に面会を求めたという程度のもので、特に、職場秩序の違反ともいえない。

㈡　7月28日　A8、A10、A14、A19、A9、A22、C2らが食堂に立入ったこと、7月29日　A1らが、病気になったA14を診てもらうため診療所に立入ろうとしたことは、違法不当の行為であるとは認めにくい。同人らも、会社の従業員であるので、食堂や診療所に立入ることをロックアウトによって会社が禁止したこと自体行き過ぎである。

㈢　10月22日および11月20日の構内立入り、シュプレヒコール、11月6日A11の発送職場への立入りは、とりあげる程の問題ではない。

2．出荷阻止について

昭和39年7月21日20時頃から22時にわたる会社の西口、東口両門において、宮崎県方面に配布される西日本新聞 13 版の輸送貨物自動車が西労組合員らの座り込みによって阻止されたことは、本件争議期間中のはなはだ重要な事件である。

会社は、この組合の違法行為を理由として、A1委員長、A2副委員長、A3書記長、A4副書記長の責任を問い、これを懲戒処分の重大な一理由とみているようである。

なるほど、この西口および東口両門における西労組合員らの坐込みは、団体交渉の再開とロックアウトの解除を要求しこれを目的として行なわれたことは、これを認めることができるけれども同時に、それは21時55分のトラックによる新聞の出荷を阻止することを対象としていたことも明らかである。

なるほど、当時、ロックアウトは既に、約2ヵ月の長期に及んでおり、その間、団体交渉は、会社によって拒否され、当労働委員会の「早期解決のため、直ちに自主交渉を持たれたい」との勧告をも会社はこれを拒否し、しかも他面、当時会社の職制によって西労組合員に対しては、組合からの脱退説得など、組合切崩しの行為が行なわれていたときのことであったから、西労およびこれを支援する団体等が、会社の措置に対し、深い憤りをいだくに至り、この団体交渉の再開と、長期ロックアウトの解除を要求して、激しく闘う姿勢に出たことは、ある程度理解できないではない。しかし

ながら、実力の行使によって出荷を阻止し、会社の業務を妨害することは、労使間の行動としては、それらのいかなる事情を参酌考慮しても、なおかつ到底これを、正当にして適法なものと認めることは出来ない。しかも、西労は、21 時 55 分の出荷予定が、わずか５分か 10 分遅れて、22 時頃には、西労組合員らの坐込みも解かれ出荷できたので、大した問題ではないかのように言う。しかしながら、出荷阻止の問題は、たとえ、短時間であっても、会社に対する営業妨害としてことは重大であるのみならず、西口、東口両門のピケは、20 時ごろから行なわれたのであり、会社は、用心のため、21 時 20 分頃出荷にかかったので、実際の出荷妨害は約 40 分間位継続したことになる。

しかし、この部分における一番の注意しなければならない点は、この出荷阻止は、前示認定のとおり共闘会議の決定によって計画実行されたものであることである。

なるほど、西労は、共闘会議の一メンバーであるので、西労の幹部の一部の人がこの共闘会議の幹部にも就任していると思われるけれども、それは、事実上、西労の幹部の誰か、共闘会議の幹部として、委員構成の中に加わっているか、皆目分らない。しかも、共闘会議におけるこの計画の協議決定が、いついかような時に行なわれたが、これまた一切判明しないので、本件の西労の被処分者達がこの出荷阻止に共謀もしくは計画者として加担したかどうかは、一切分らない。それらの点は組合側内部のことゝて、会社側からの立証は事実上困難でもあろうかと思われる。このような場合に、事の行なわれる現場に立合っていたのであれば、違法な争議行為を阻止しなかったという責任も生ずるけれども、本件の場合には、西労の幹部たる被処分者らがこの出荷阻止の現場に行動していたという事実の有無も、全く分らない。

これでは、ただ単に、西労の幹部もしくは、闘争委員会の幹部というだけで. この共闘会議の決定によって行なわれた出荷阻止の責任を負担させ、懲戒処分を認めることはできない次第である。

３．就労妨害について

前に認定した就労妨害の項目にかかげた事実について言えば西労組合員が、会社の

通用門または東門などで、西労組合員以外の者の出社を阻止するため、はったピケは、本来、平和的説得の域をいでないものであったと思われるので、たとえ、闘争委員会の幹部が計画し、多数の西労組合員が参加実施したとしても、このことをもって、ただちに、懲戒の対象にすることは、相当でないと認める。

ただ、この間、８月５日の午前９時頃のピケでは、会社の職制の者、または、西労組合員以外の者との間に、若干のトラブルが起ったようである。しかしながらそれとても暴力の行使として、あるいは、物理的阻止として、違法な行為と認められる程度のことではなく、C_2は西労のA_{24}から叩かれたというけれど、A_{24}はこれを否定し、他に確証はなく、真偽判然しない。

10 月 22 日の段階でも若干のトラブルが起き、会社職制のB_{11}と西労のA_5が、つかみ合いを演じる場面があったと認められるけれども、これも、両者興奮のあまり多少の逸脱行為をしたもので、その責任を論ずるにはことの経緯が明らかでない。

勿論、これらのことに関し、西労の闘争委員会の責任を問うわけにはいかない。

４．会社施設へのステッカー貼付について

昭和 39 年 7 月 27 日から、翌 28 日にわたる会社施設へのステッカー貼付は、誰がいかなる決定によって行なったか、責任の所在が明らかではない。

11 月 20 日のステッカー貼付は、A_5、A_8、A_{11}、A_{21}、A_{13}、A_{22}らによって行なわれたことが認められる。そして、その貼付の場所とステッカーの数量に照らして、この貼付を正当と認めることは出来ない。

当時､労使間において､その精神に従うと約束されていた失効の労働協約によるも、西労の組合文書は、掲示板その他あらかじめ会社との合意の場所に貼付すべきことであって、本件のような広範囲の、しかも、重要な場所に貼付が許されないことは当然のことである。しかし、この貼付は、30 分～１時間ののち会社の職制によってはぎとられているので、貼付の影響は、必ずしも重大であったとは認められない。

会社では、これについても、A_1、A_2、A_3、A_4らの組合幹部としての計画ならびにその遂行、または、阻止しなかった責任を問うようであるが、このステッカーの不

当な貼付は、はたして、闘争委員会ないし、組合の機関の計画したところによって、社屋などの各所に、多数はりつけたものとばかりは推認しえない。またその現場にいなかったＡ1ら最高責任者が、これを阻止しなかった責任を負わなければならないとも認めることは出来ない。

Ａ25、Ａ26、Ａ27の３人が 12 月５日、会社の社屋に勝手に百数拾枚のステッカーを貼ったことも同様に組合活動として、不当違法のものと認めざるをえない。しかし、これも職制によってまもなくはぎとられているのでその影響は必らずしも重大とはいえない。

５．九州一周駅伝競走ゴール時の取材妨害、速報妨害について

駅伝競走のゴールの周辺に、西労および、その支援をしていた新聞労連などの組合員が、赤旗や横断幕をもって集まり、宣伝カーをもって、会社の態度を非難していた点までは、一種のデモ行為として、必らずしも違法不当な争議行為というわけにはいかない。

ただ優勝者のゴールインの瞬間に、Ａ22が赤旗を振りまわして、会社の写真撮影を妨害したことは、会社に対する営業妨害として、かなり深刻なことがらであり、その行為の性質、結果等に鑑み、これを軽視することは出来ないものである。

会社は、西労委員長　Ａ1　副書記長　Ａ4の両名がこのデモに参加して、このとき現場に居合わせたことをもって、このＡ22の営業妨害行為について、共同の責任があるかのごときみかたをし、この点もＡ1、Ａ4の懲戒処分の一理由に加えられているようであるが、この点は必ずしも肯認することは出来ない。

Ａ1、Ａ4は西労の幹部として、同時に闘争委員会の幹部として、この駅伝ゴール附近における当日のデモ行為につき、恐らくは、計画者、実行者であったと認められるけれども、その計画の中に、赤旗をもって、会社の写真撮影を妨害しようということまで入っていたとは認めにくい。

Ａ22の行なった写真撮影妨害は、おそらくは、偶発的なものであり、闘争委員会の計画には必らずしも入っていなかったのではないかと思われる。しかも、一瞬の間に

おける出来ごとであるから、A1、A4に対しこのA22の妨害行為を阻止しなかったという責任を問うことも困難である。してみれば、A22自身の責任はともかく、その余の西労組合員の責任は認める訳にはいかない。

6．暴力事件について

A6がB25運輸部長に対し、暴力をもって、これを傷害した事実、A8、A5、A7がB5発送部次長に対し暴行を加えた事実、さらに、A5、A8がB2計数課次長に暴行をなした事実は、前に認定したとおりである。

暴力の行使は、組合運動としては、いかなる場合もこれを正当視することは出来ない。A6が、自分がはったステッカーをB25が、次々にはがしたことに対し、抗議したのに対し、B25が、これを無視する態度をとったからといって、前に認定したような暴力をふるい、これを傷害したことは、組合活動として、勿論正当ではない。

また、B5発送部次長やB2計数課次長が、西労の組合員に対し、組合脱退を説得して、組合の切崩しをはかったことは事実であるので、これを知って憤慨したA5、A8、A7らの心情は、理解しうるけれども、だからといって、もっぱら休息と家庭団らんの場である上司職制の私宅に 12 名の集団を組んで、深夜に押しかけ、家の近くの空地に呼び出し、妻子、家人の面前にて集団暴行を加えたことは、たとえ、前に示したような当時の労使間の実情や、他の如何なる事情を考慮しても、なおかつ、これを正当な組合活動であると認めることは出来ない。特に労使間における懲戒問題としての視点からは、軽々にこれを見過すことは出来ないところの行為である。深夜、帰宅の途中であるB2計数課次長を、多数の組合員が路上に待伏せ、これに暴行を働いたことも同様である。

何れも、これらの暴力行使は、破廉恥な行為であり、これがため会社の体面を著しく汚したものとして、その行為をなした西労組合員は、重き懲戒上の責任負担をまぬがれないものであると考える。

ただ、会社は、B5発送部次長に対する暴行事件については、A3、A4、A10、A11の４名も、共に共犯としての責任があるとして、これを同人等に対する懲戒処分の理

由に加えている。なるほど、A5、A8、A7に対する昭和43年3月27日の、福岡高等裁判所第3刑事部の確定した判決によると、「B5をとり囲んだ被告人ら 12 名において、右B5の肩等を押し」とか、また「A5らの3名は、同労組員9名位と共謀のうえ」と判示されている。しかしながら、この判決は、A3、A4、A10、A11に対する裁判ではなく、したがって、同人らに対しては、何の拘束力も有しない。

上記判決の記載も、かなり抽象的で、具体的に上記4名に共同加工の行為があったかどうか明瞭さを欠き、また、この4名は、検察官の公訴提起もなされていないところをみると、この4名に対して、この点にかんする責任を問うことは無理であると判断する。

4　会社の申立両組合に対する支配介入について

前に認定したとおり、多数の管理職が、多数回にわたり、両組合の組合員に対し、組合からの脱退を説得したことは、会社の意思に基づくものと認むるのが相当である。そして、このことは、両組合の運営に支配介入したものと認められる。

5　被処分者ら27名の者につき、懲戒処分の適否を前に認定した事実関係と、それに対する上記判断に基づいて、個々の懲戒事由別に検討すると、次のとおりである。

1．A1

同人は西労の委員長であり、闘争委員会の最高闘争委員長であったが、

㈠　発送職場における西労組合員の立入りと、休憩時間以外における教宣活動ならびに、これらにからむ紛争については、A1は、その全体のことについて、計画ないしその遂行の責任者として、責任を有する。

しかもA1自ら5月21日には、会社の禁止を犯して、発送職場に立入り、職場集会に参加した事実もある。

㈡　その他の印刷第一課控室における問題については、A1は自ら、5月12日同所での職場集会に参加している。

㈢　懲戒理由として掲げられているもののうち、叙上のほかは、先に判断で示したごとく、A1が違法不当な争議行為を行なった事実はない。

叙上のとおりであってみれば、A_1の関与した事実関係は必らずしもその情が重くないので､これを解雇の懲戒処分に付することは不当に苛酷であると認められる。

2．A_2

同人は西労の副委員長であり、闘争委員会の最高闘争副委員長であったが、

㈠　発送職場における西労組合員の立入りと休憩時間以外における教宣活動ならびにこれらにからむ紛争については、先に説明したと同様にA_2もその全体について責任を負わねばならない。しかも､前に認定した事実のとおり､A_2自ら４月 14 日、同 19 日、22 日、29 日、５月７日、９日、11 日、13 日、14 日、17 日、22 日いずれも強いて発送職場に立入り、あるいは西労組合員の教宣に立会った。

㈡　叙上のほか、懲戒処分の理由に掲げられているものはいずれもこれを肯認しがたいので、会社がA_2を懲戒解雇の処分に付したことは不当に苛酷であると認められる。

3．A_3

同人は西労の書記長であり、闘争委員会の最高闘争書記長であったが、

㈠　発送職場における西労組合員の立入りと休憩時間以外における教宣活動ならびにこれらにからむ紛争については､先に説明したのと同様に､A_3もその全体について責任を負わねばならない。しかも前に認定した事実のとおりA_3は自ら、４月 14 日、15 日、28 日、５月１日、６日、７日、９日、10 日、11 日、12 日、14 日、17 日、18 日、21 日、 22 日、27 日いずれも強いて発送職場に立入り自ら教宣し、あるいは西労組合員の教宣に立会った。

㈡　発送職場以外の紛争である印刷第一課控室の問題では、５月 12 日および 22 日同所での無届集会に参加している。

㈢　叙上のほか、懲戒処分の理由として掲げられているものはいずれもこれを肯認しがたいので、会社がA_3を懲戒解雇の処分に付したことは不当に苛酷であると認められる。

4．A_4

同人は西労の副書記長であり、闘争委員会の最高闘争副書記長であったが、

㈠　発送職場における西労組合員の立入りと、休憩時間以外における教宣活動ならびにこれらにからむ紛争については、先に説明したのと同様に、A4もその全体につき責を負わねばならない。しかも、前に認定した事実のとおり、自ら、４月８日教宣し、また４月 14 日、17 日、18 日、25 日、28 日、５月１日、２日、７日、９日、10 日、11 日、14 日、15 日、17 日、18 日、22 日、24 日、27 日に発送職場に強いて立入り、あるいは教宣し、または西労組合員の教宣に立会った。

㈡　発送職場以外の紛争である印刷第一課控室の問題では、同人は、５月 13 日の無断集会に参加している。

㈢　叙上のほか懲戒処分の理由に掲げられていることは、いずれもこれを肯認しがたいので、会社がA4を懲戒解雇の処分に付したことは不当に苛酷であると認められる。

５．A5

同人は西労の執行委員であり、教宣部長であったが、

㈠　発送職場における立入りと休憩時間以外における教宣活動ならびにこれらにからむ紛争については、A5は４月 14 日、17 日、19 日、20 日、21 日、22 日、26 日、29 日、５月１日、２日、６日、７日、８日、11 日、12 日、13 日、14 日、15 日、17 日、21 日、22 日、27 日いずれも強いて発送職場に立入り、あるいは自ら教宣した。

㈡　11 月 20 日A5はA8らとともに会社社屋等にステッカー二百枚を貼りつけた。

㈢　A5は、前記認定事実に掲げたとおり、８月８日午前１時頃西労組合員 11 名とともに発送部次長B5方に赴き、同人を附近の空地に呼出しA7、A8とともに三人でB5を殴ったり蹴ったり暴行を加えて同人を傷害し、また同日午前３時 45 分頃A8らとともにB2計数課次長の帰宅途中を待伏せ同人を蹴りつけ傷害を蒙らしめている。

㈣　その他の懲戒理由として掲げられた事実はこれを肯認することができないけれども、上記の暴力の行使などの所為は、その責が軽くないので、会社が、就業規則と賞罰規定中の懲戒事項に照らし、同人を懲戒解雇に処したのは、やむを得ないも

のと認められる。

6．A6

同人は発送部に勤務する西労組合員であったが、

㈠　発送職場における西労組合員の立入りと休憩時間以外における教宣ならびにこれらにからむ紛争についてはA6はすでに認定した事実のとおり、4月13日職務上の上司であるB4次長の指示に反抗し、同人の肩を叩いて「きさま、くらすっぞ」となり、同月26日無断集会の解散を命じたB4次長に反抗して同人の内股を蹴りあげる暴行をなし、5月2日勝手に発送職場に立入りB6販売局次長から退去を命ぜられて応ぜず、連れ出されようとして階段から転げ落ちたことに憤慨し附近にいたB5次長に頭突きをなした事実がある。これらは暴力の行使を含み甚だ悪質な職場秩序の違反として責められるべきことであると認める。

㈡　前に認定したとおり、11月24日、天神町付近でB25運輸部長を傷害した事実がある。

㈢　叙上のほか、懲戒処分の理由として掲げられているものは、これを肯認しえないが、A6の暴力の行使は、組合の主張を貫徹するための行動としても、絶対にこれを許しえない不当のものであるから会社が、これに対し就業規則と、賞罰規定中【との次に読点を付しているものとそうでないものが混在。】の懲戒事項に照らし、同人を懲戒解雇の処分に付したことは、やむを得ないものと認められる。

7．A7

同人は発送職場に勤務する西労組合員であったが、

㈠　前に認定した事実のとおり、8月8日午前1時頃西労組合員11名とともに発送部次長B5方に赴き、同人を空地に呼出し、A8、A5とともに3人でB5を殴ったり蹴ったりして暴行を加えたものである。

㈡　その他の懲戒事由として掲げられた事実は、これを肯認することができない。けれども上記の暴力行使の所為は、その責が軽くないので、会社が就業規則と賞罰規定中の懲戒事項に照らし、同人を懲戒解雇に処したのは、やむをえないものと認め

られる。

8．A8

同人は発送職場に勤務する西労組合員であったが、

㈠　11月20日　A8は、A5らとともに、会社社屋等にステッカー二百枚を貼りつけた。

㈡　前記認定事実のとおり、８月８日午前１時頃西労組合員 11 名とともに発送部次長B5方に赴き、同人を附近の空地に呼出し、A5、A7とともに３人でB5を殴ったり蹴ったりして暴行を加えて同人を傷害し、また同日午前３時 45 分頃A5らとともに、B2計数課次長の帰宅の途中を待伏せ同人を蹴りつけて傷害を蒙らしめた。

㈢　その他の懲戒理由として掲げられた事実は肯認することができない。けれども、上記の暴力の行使などの所為は、その責が軽くないので、会社が就業規則と、賞罰規定中の懲戒事項に照らし、同人を懲戒解雇に処したのはやむをえないものと認められる。

9．A9

同人は編集局勤務の西労組合員であったが、

㈠　発送職場における西労組合員の立入りと休憩時間以外における教宣活動ならびにこれらにからむ紛争について、４月 21 日、５月 18 日、21 日同人自ら発送職場に立入った。

㈡　その他の懲戒事由として掲げられた事実はこれを肯認することができないので、A9に対して会社が休職３ヵ月の懲戒処分に付したのは不当に苛酷であると認められる。

10．A10

発送職場に勤務する西労組合員であったが、会社から懲戒事由として取上げられた各事実は、いずれも不当違法なものとしては肯認し得ないので同人に対する懲戒休職３ヵ月の処分は失当であると考える。

11．A11

同人は発送職場に勤務する西労組合員であったが、

㈠　11 月 20 日　本社社屋等にステッカー二百枚を貼りつけた行為がある。

㈡　その他の懲戒事由として、会社が掲げているのはこれを肯認しえないので、同人に対してなされた休職３ヵ月の懲戒処分は不当に苛酷であると認められる。

12. A12

同人は発送職場に勤務する西労組合員であったが同人に対する懲戒事由として掲げられた事実はいずれも肯認しえないので、同人に対する休職３ヵ月の懲戒処分は失当であると考える。

13. A13

同人は発送職場に勤務する西労組合員であったが、

㈠　同人は、11 月 20 日本社社屋等にステッカー二百枚をはりつけたことが認められる。

㈡　その他の懲戒事由として掲げられている事実は、これを肯認しえないので、同人に対する休職３ヵ月の懲戒処分は不当に苛酷であると認められる。

14. A14

同人は発送職場に勤務する西労組合員であったが､同人に対する懲戒事由の事実は、これを肯認しえないので、同人に対する休職３ヵ月の懲戒処分は失当であると考える。

15. A15

同人は、発送職場に勤務する西労組合員であったが、同人に対する懲戒事由の事実は、これを肯認しえないので、同人に対する休職３ヵ月の懲戒処分は失当であると考える。

16. A16

同人は発送職場に勤務する西労組合員であったが

㈠　発送職場における西労組合員の立入りと休憩時間以外における教宣活動ならびに、これらにからむ紛争については、4 月 29 日強いて発送職場に立入った事実がある。

㈡　その他の懲戒事由として掲げられているところについては、これを肯認しえない

ので、会社が同人を休職３ヵ月の懲戒処分に付したのは不当に苛酷であると認められる。

17. A17

同人は､発送職場に勤務する西労組合員であったが同人に対する懲戒事由の事実は、これを肯認しえないので同人に対する休職３ヵ月の懲戒処分は失当であると考える。

18. A18

同人は発送職場に勤務する西労組合員であったが、

㈠　発送職場における西労組合員の立入りと休憩時間以外における教宣ならびにこれらにからむ紛争については、５月 24 日発送職場の前において待機していたB20給与課長の足を、インクをぬりつけたゴム長靴でけりつけるとともに、同課長のズボンを汚した事実がある。

㈡　その他の懲戒事由として掲げられた事実は、これを肯認しえないので、会社が同人を休職３ヵ月の懲戒処分にしたのは不当に苛酷であると認められる。

19. A19

同人は、発送職場に勤務する西労組合員であったが、

㈠　発送職場における西労組合員の立入りと休憩時間以外における教宣活動ならびにこれにからまる紛争については同人は、４月 18 日、19 日、20 日、25 日、５月 13 日、14 日、21 日、いずれも強いて発送職場に立入った事実がある。

㈡　その他の懲戒事由として掲げられたところについては、これを肯認しえないので、会社が同人を休職３ヵ月の懲戒処分にしたのは不当に苛酷であると認められる。

20. A20

同人は発送職場に勤務する西労組合員であったが、

㈠　発送職場における西労組合員の立入りと、休憩時間以外における教宣活動ならびに、これらにからむ紛争については、５月１日、同人は強いて発送職場に立入った事実がある。

㈡　その他の懲戒事由として掲げられたところのものは、これを肯認しえないので、

会社が同人を休職３ヵ月の懲戒処分にしたのは不当に苛酷であると認められる。

21. A_{21}

同人は、印刷職場に勤務する西労組合員であったが、

㈠　発送職場における立入りと、休憩時間以外における教宣活動ならびにこれにからまる紛争については、同人は５月８日、９日、10 日、17 日、18 日、21 日、いずれも発送職場に強いて立入った事実がある。

㈡　印刷第一課控室において、５月 22 日休憩時間中に、A_{2}、A_{3}らが、控室において社外の労組オルグの３人を加え、無届集会を開いた際、これに参加した事実がある。

㈢　11 月 20 日本社社屋等に組合のステッカー二百枚をはった。

㈣　その他の懲戒事由として掲げられたところは、これを肯認しえないので、会社が、A_{21}を休職３ヵ月の懲戒処分に付したことは不当に苛酷であると認められる。

22. A_{22}

同人は、印刷職場に勤務する西労組合員であったが、

㈠　前に認定した事実のとおり、会社が主催した九州一周駅伝競走において、11 月 24 日、最終のゴール地点において、北海道新聞労組の組合旗をふりまわし、丁度ゴールインの瞬間、ゴールインする走者の前に、その組合旗をさしかけ、会社が計画していた写真撮影を妨害した。

㈡　11 月 20 日 本社社屋等に組合ステッカー二百枚をはりつけた。

㈢　その他の懲戒事由としてかかげられたものは、これを肯認しえないが、右写真撮影の妨害等、同人の行動は相当悪質で、営業妨害の結果も重く、故意または重大な過失によって、会社に有形無形の損害を与えたものであるから会社が同人に対し、賞罰規定中の懲戒事項に照らし【就業規則への言及なし。】懲戒休職３ヵ月の処分に付したことは、やむをえないと認められる。

23. A_{23}

同人は、印刷職場に勤務する西労組合員であったが、同人に対する懲戒事由の事実は、これを肯認しえないので同人に対する懲戒休職３ヵ月の処分は失当であると考え

る。

24. A24

同人は、活版職場に勤務する西労組合員であったが、同人に対する懲戒事由の事実は、これを肯認しえないので、同人に対する休職２ヵ月の懲戒処分は、失当であると考える。

25. A25

同人は、発送部臨時雇として、全国一般労組福岡支部西日本新聞分会の分会長であったが、

㋑　同人が、発送職場の紛争に際して、職場に立入り、職制をつるしあげたことや、大声でわめきちらしたこと、また、5月16日労務部事務室において、職制をつるしあげたことを、懲戒の事由として掲げられているが、これらについては、果して、違法不当なものであったか否か、定かでなく、発送職場への立入りについては、西労組合員とことなり、特に立入りを禁止されていなかったのである。

㋺　12月5日 A26、A27らとともに、会社社屋に組合のステッカー百数拾枚をはりつけた事実はあるが、前にも判断したとおり、これはまもなくはぎとられたので、その影響は必ずしも重大ではなく、この点のみで、会社が同人を懲戒休職３ヵ月ならびに懲戒解雇にしたのは不当に苛酷であると認められる。

26. A26

同人は、発送部臨時雇であり、全国一般労組福岡支部西日本新聞分会の組合員であったが、同人は、12月5日、A25、A27らとともに、本社社屋に組合のステッカー百数拾枚をはりつけたものであり、なお、同年７月および８月にわたり、出勤停止30日と懲戒休職２ヵ月の前歴を有することを勘案しても、なお、軽微な本件のステッカーはりのみをもって懲戒休職３ヵ月ならびに懲戒解雇処分に付したのは不当に苛酷であると認められる。

27. A27

同人は、発送部臨時雇で、全国一般労組福岡支部西日本新聞分会の組合員であった

が、

㈠　同人は、発送職場の紛争に際して、職場に立入り、職制をつるしあげことを、懲戒の事由として掲げられているが、これらについては、果して違法不当なものであったかどうか定かでなく、発送職場の立入りについては、西労組合員と異なり、特に立入りを禁止されていなかったのである。

㈡　12月5日A_{25}、A_{26}らとともに、会社の社屋に組合のステッカー百数拾枚をはりつけた事実はあるが、前にも判断したとおり、これは、まもなくはぎとられたので、その影響は必ずしも重大でなかったので、この点のみで、会社が同人を休職3ヵ月の懲戒処分に付したのは不当に苛酷であると認められる。

6　むすび

叙上判断のとおり、会社のA_5、A_6、A_7、A_8に対する懲戒解雇、A_{22}に対する懲戒休職3ヵ月の処分は、いずれもやむをえないものと認められ、不当労働行為を構成しないと判断する。

その他のA_1、A_2、A_3、A_4に対する懲戒解雇、A_9、A_{10}、A_{11}、A_{12}、A_{13}、A_{14}、A_{15}、A_{16}、A_{17}、A_{18}、A_{19}、A_{20}、A_{21}、A_{23}に対する懲戒休職3ヵ月、A_{24}に対する懲戒休職2ヵ月、A_{25}、A_{26}に対する懲戒休職3ヵ月ならびに懲戒解雇、A_{27}に対する懲戒休職3ヵ月の各処分は、不当に苛酷であるか、失当のものであるところ、それらの処分は当時における同人等の正当な組合活動を、会社が嫌忌し本件のような処分に及んだものと判断されるので不当労働行為を構成するものと認める。よって、その取消しを命ずることとし、これにかかわる謝罪文の掲示については、もはやその必要はないものと認める。

次に会社が、申立両組合に対し、支配介入した点は、労働組合法第7条第3号に該当するので、これを救済すべきものである。

よって、労働組合法第27条および労働委員会規則第43条にもとづき主文のとおり命令する。

昭和48年4月26日

福岡県地方労働委員会

会長　副　島　次　郎